

議事日程（第3号）

平成31年3月5日 午前9時開議

- 日程第1 第1号議案 かみかわ白林陶芸館設置条例を廃止する条例制定の件
- 日程第2 第2号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
第3号議案 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
第4号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第5号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第3 第6号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第7号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第5 第8号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 第9号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第10号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第11号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第12号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第13号議案 神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
第14号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
第15号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
第16号議案 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
第17号議案 神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件
第18号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例の一部を改正する条例制定の件
第19号議案 神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
第20号議案 神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件
第21号議案 神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件
第22号議案 神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する条

例制定の件

日程第11	第23号議案	神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第24号議案	神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第25号議案	神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第26号議案	神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
日程第15	第27号議案	神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件
日程第16	第28号議案	神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第17	第29号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
	第30号議案	兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について
日程第18	第31号議案	神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
日程第19	第32号議案	センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
日程第20	第33号議案	平成30年度神河町一般会計補正予算（第5号）
日程第21	第34号議案	平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	第35号議案	平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
日程第23	第36号議案	平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第24	第37号議案	平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25	第38号議案	平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第26	第39号議案	平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
日程第27	第40号議案	平成31年度神河町一般会計予算
日程第28	第41号議案	平成31年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第29	第42号議案	平成31年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第30	第43号議案	平成31年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第31	第44号議案	平成31年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第32	第45号議案	平成31年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第33	第46号議案	平成31年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第34	第47号議案	平成31年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第35	第48号議案	平成31年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第36	第49号議案	平成31年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第37	第50号議案	平成31年度神河町水道事業会計予算
日程第38	第51号議案	平成31年度神河町下水道事業会計予算
日程第39	第52号議案	平成31年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第40	承認第1号	第2次神河町長期総合計画の策定の件
日程第41	承認第2号	神河町地域防災計画の策定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第1号議案 かみかわ白林陶芸館設置条例を廃止する条例制定の件
- 日程第2 第2号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3号議案 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第3 第6号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第7号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第5 第8号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 第9号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第10号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第11号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第12号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第13号議案 神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16号議案 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17号議案 神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第19号議案 神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第20号議案 神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21号議案 神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22号議案 神河町グリーンエコ笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第23号議案 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第24号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第25号議案 神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第26号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件

日程第15	第27号議案	神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件
日程第16	第28号議案	神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第17	第29号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
	第30号議案	兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について
日程第18	第31号議案	神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
日程第19	第32号議案	センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
日程第20	第33号議案	平成30年度神河町一般会計補正予算（第5号）
日程第21	第34号議案	平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	第35号議案	平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
日程第23	第36号議案	平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第24	第37号議案	平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25	第38号議案	平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第26	第39号議案	平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
日程第27	第40号議案	平成31年度神河町一般会計予算
日程第28	第41号議案	平成31年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第29	第42号議案	平成31年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第30	第43号議案	平成31年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第31	第44号議案	平成31年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第32	第45号議案	平成31年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第33	第46号議案	平成31年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第34	第47号議案	平成31年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第35	第48号議案	平成31年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第36	第49号議案	平成31年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第37	第50号議案	平成31年度神河町水道事業会計予算
日程第38	第51号議案	平成31年度神河町下水道事業会計予算
日程第39	第52号議案	平成31年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第40	承認第1号	第2次神河町長期総合計画の策定の件
日程第41	承認第2号	神河町地域防災計画の策定の件

出席議員（12名）

1番	廣納良幸	7番	松山陽子
2番	三谷克巳	8番	藤森正晴
3番	澤田俊一	9番	藤原裕和

4番 小寺俊輔
5番 吉岡嘉宏
6番 小島義次

10番 栗原廣哉
11番 藤原日順
12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田英之 主事 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	地域振興課参事兼施設連携まちづくり交流事業特命参事	
副町長	前田義人 小林英和	
教育長	入江多喜夫	地域振興課参事兼農林業特命参事	
町参事	石堂浩一 多田 守	
総務課長	日和哲朗	建設課長	真弓俊英
総務課参事兼財政特命参事		地籍課長	児島則行
.....	児島修二	上下水道課長	中島康之
情報センター所長	藤原秀洋	健康福祉課長	桐月俊彦
税務課長兼滞納整理特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	和田正治	保西 瞳
住民生活課長	高木 浩	会計管理者兼会計課長	
住民生活課参事兼防災特命参事		山本哲也
.....	田中晋平	病院事務長	藤原秀明
ひと・まち・みらい課長		病院総務課長兼施設課長	
.....	藤原登志幸	藤原広行
地域振興課長		教育課長兼センター所長	
.....	山下和久	藤原美樹

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第88回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

質疑に入る前に、若干申し添えておきます。

会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されております。会議規則第54条及び第55条遵守の上、会議の進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第1 第1号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第1号議案、かみかわ白林陶芸館設置条例を廃止する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 第2号議案から第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第2号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件、第3号議案、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件、第4号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第5号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件の4議案を議題とします。

上程4議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。このたびのこの課の設置条例の一部改正について、情報センターがなくなるということで、課としての機能はなくなるということなんですが、今まで担っていたほとんどの分は指定管理者に管理を任せるということなんですけれども、この指定管理者のそういう事務、また連絡調整も含めて今後どこ

が所管されるのかというところと、もう1点は、住民に身近な、特にあれですね、まちかどウィークリー等の自主番組の作成の部分について、今までは町民の方々の情報というのは、各地域でいろんな催し物でありますとか、町の話題というのは行政内部の情報によってかなり把握をされて、取材等に対応されておったと思うんですけども、今後は民間の企業が指定管理を受けられて、それを行われると。そういう住民の取り組みの情報とか、そういったところが指定管理者との間でどのような情報が共有されるのか。これ指定管理者の指定の件のときにもう少し詳しく聞いたらよかったのかもしれませんが、今回情報センターという課がなくなる上で今後、今まで情報センターがそういう住民の活動という部分の情報をどのようにつかんでいたかという部分を含めて今後どうなるのか、その所管課がどこになるのかというところと、先ほど質問した2点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。澤田議員の御質問のまず1点目でございます。情報センターの事務移管の受け入れでございますが、総務課のほうで所管をさせていただきます。

あわせて、まちかどウィークリーを初めとした情報の発信という部分につきましても、さらにホームページ等の充実も行っておりますけれども、これらの媒体をさらに生かしながら情報発信の強化に努めていくことによって町民の方々とともに町の話題というものの共有もできるかというふうに思いますし、そもそもこの情報センターの廃止の方向性につきましては、専門分野である業務でありましたので、それらにつきましては行政一般職員が担うということよりも専門業者の知恵、ノウハウをいただきながら進めたほうがよりいいものに仕上がっていくだろうという、そういう部分もございましたので、この方向性に至ったというところでございます。指定管理者であります富士通ネットワークソリューションズ様がこれまで以上にいい番組の制作をしていただけるものというふうに確信をしております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第2号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第2号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第3号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第3号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第4号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第4号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第5号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第5号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可

決されました。

日程第3 第6号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第6号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 7番、松山です。このケーブルテレビの利用料について免除なり、それから減免される対象者について変更がありましたけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

まず、改正後の重度障害者に対し、その該当すると、減免ですかね、半額になる対象者が重度障害者に該当するという形になりました。今までは聴覚障害者とか、視覚障害のある方に限定されて、それも1、2級という形に限定されておりましたけれども、視覚障害者、聴覚障害者の方に対しては等級関係なしの対象となると。それと新たに重度障害者も該当するというふうに書いておられますけれども、その重度障害者とはどういう方が対象となるのか、レベルですね、それについてお聞きしたいのと、もう一つは、その対象者と新たになられる方についての周知方法、それとそれについては自己申告、自己申請によって対象となるのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。まず重度障害者の定義といいますか、範囲なんですけど、障害者基本法では、3障害、身体障害者、知的障害者、精神障害者、全て障害者と位置づけられておりますので、身体障害者手帳お持ちの方の重度ということで1、2級、知的障害者につきましてはA判定、精神障害福祉手帳では1級という形での全ての重度障害者を含む形といたしております。

ただ、障害者の手帳等につきましてもこちらのほう、健康福祉課のほうで所有者の方は確認はできると思うんですが、加入者等との整合性がちょっととりにくいところもございまして、広報と、それからコミュニティチャンネル使ったのお知らせをメインにしながら自己申告という形での調整を行いたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 先ほど自己申告と、広報等の周知ということなんですけれども、やはり障害持っておられる方に限定されるものではないんですけれども、なかなか広報見て隅々まで読んでおられる方がいらっしゃるかどうかとか、それからやっぱり障害によっては情報収集しにくい方もいらっしゃるかと思います。そういう方もいらっしゃることをよく考えていただいて、できるだけ対象者になる方についてはお知らせいただけるような方法も考えていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。ありがとうございます。健康福祉課のほうで毎年障害者手帳お持ちの方々へのチラシという形でチラシをつくっておりますので、その中にも入れて広報のほうはしたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。今回のこの条例改正、主に光ケーブル化が完成したことよっての改正だと思うんですけど、1点お聞きしたいのがセットトップボックスを残される意義とございますか、必要性をお聞きしたいです。光ケーブル化によつて、もうセットトップボックスなしでも地デジ関係は全て視聴ができるようになったと思うんです。それとBS、CSはもう全てパススルー化されるので、あえて有料放送を姫路ケーブルに依存する必要もないと思うんですけど、そこになぜ残されたのかを理由があれば教えていただければと。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。小寺議員さんおっしゃるとおりでございます。町として全ての電波のほうパススルーで流す準備ができておりますので、町としてのセットトップボックスを残す必要は確かにございません。

ただ、全ての工事が終わったのが2月ということで、それまでにちょっとセットトップボックスのほうを全部回収するのは不可能な状態でございますので、3月中にとりあえず返してくださいという形で今周知はしてるんですが、なかなか全てが全て返ってくる状態ではございませんので、できたらこの6月ぐらゐまでをめでに全てを回収したいという部分でこのたび400円を残しております。よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第6号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よつて、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 第7号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第7号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、資料、説明、新旧対照表の32ページ等に出てきます業務の内容ですね。他律的業務、それから同じく第2項の中に出てきます災害等その他重要な業務であって特に緊急に処理する分で任命権者が認める業務とありますが、この具体的な内容について1点教えていただきたいのと、それからもう1点は、今回の補正予算の第5号の給与費明細見ますと時間外勤務手当、それから休日勤務手当の合計額が4,200万円余りということになってます。この数値から判断しますと月45時間、もしくは年間360時間を超えている職員がというのか、超えざるを得ない職員が実際実態としては出てくるんじゃないかなと思います。そういう中で今回のこの条例改正の趣旨にしますと、働き方改革いうんですか、人事管理という部分も含めての趣旨改正がありますので、この条例の趣旨に沿った人事管理を進めていくのが大事な部分でございますので、その結果、職員の健康保持もできますので、またひいては時間外勤務の削減にもつながってくると思いますので、この条例を契機に人事管理等についてのあり方に何か考えておられることがありましたら、この点のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、1点目の御質問でございます。他律的業務ということでございますが、国、県から送られてきている資料を見ますと、国なんかでは予算折衝等に携わるような事務、そしてまた地域などで言いますと住民との折衝ということで、業務を所管の中でいわゆる時間の定めをすることが難しいというような業務というふうに規定がされております。自分で自己管理ができない範疇に及ぶ業務が他律的業務ということでございます。

それから災害等の部分でございますけれども、昨年も大変大雨等水防活動に従事することが多かったわけですが、そういった業務が当然対象となつてございます。

それから2つ目の質問ですが、おっしゃっていただいたように、このたびの条例改正につきましては働き方改革の一環ということでございまして、これまで超過勤務の制限という規定がございませんでした。それを改めて規定を設けるということの中で一般業務、そしてまた他律的業務の部分で上限が設定をされるということでございます。

健康管理ということでございますけれども、当然この働き方改革で時間を一般事務で言いますと一月に45時間ということで定めをいたしますので、その中で業務が進むよ

うな配慮を当然管理者としても行っていくということでございます。

その一方で、前年度、前々年度になりますかね、平成29年度の決算で申し上げますと一月当たりの平均の超過勤務、一番多い職員で36時間という状態でありました。そのことからいたしますと年間の所要時間で言いますと何とかこの範疇におさまってくるのではないかなというふうに思っておりますけれども、その一方で、職員の健康管理ということから言いますと、それぞれの所属長がしっかりと人事管理をしていく中で最低1週間に1日は体を休めるという、そういうことができるような仕組みづくりというものをこれからも進めていければなど、これを契機に進めていければなどというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。他律的業務と申しますと、要は折衝という感じの中で、ここに書いてありますようにみずから時間を決定できないという分がありますので、町で言えば用地交渉の担当なんかに入ってくるんじゃないかと思うんですが、あと具体的に特にイベント関係でされますので、これについてはこの他律的業務に該当するかしらないかという面の見解をお願いしたいと思います。

それからあと特例業務というのは、災害という部分でありますので、水害とか火災とか、そういう部分の中での書いてあるとおり、もう緊急的な分だけというような理解でいいのかという分、この2点についてお願いをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。イベントが他律的業務に入るかどうかということでございます。扱い方については、今後の他の自治体の状況も見ないといけないわけですが、従来からイベント等につきましては振りかえ業務の対象という形で行ってきております。その一つの目的といたしまして、当然イベントは休日に開催されることが多くあるわけございまして、平日から休日引き続いて勤務を要するということになりますと体を休める間がないということになりますので、そういった部分につきましては先ほど申し上げたように最低週1回は休日をとれるような環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。

それから特例的業務という部分につきましては、災害等の緊急事態ということの想定を私どもとしてはいたしております。

いずれにしてもこのたびの超過勤務の制限のこの内容が働き方改革ということでございますので、しっかりとその趣旨を踏まえて、この制度を生かしながらいかに業務環境を整えていくか、健康管理を推進をすることによってさらに職員のモチベーションも高めながら、そしてまた住民皆様とのいい関係を築きながらいい形でまちづくりが推進できるかというふうなところで考えておりますので、引き続き御支援、御協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

- 議長（安部 重助君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

- 議長（安部 重助君） 賛成討論ございますか。

〔賛成討論なし〕

- 議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。
これより第7号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 第8号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第5、第8号議案、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

- 議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

- 議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

- 議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。
これより第8号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第9号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第6、第9号議案、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本議案に対する質疑に入ります。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。1点教えていただきたいんですけど、新旧対照表の今回新しく新設された51条の5のうちの法人以外の法人のうちの社会事業という、その社会事業というのは具体的にはどういった事業になりますかね。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。今回こういった改正を行った背景といたしまして、先般の説明でも申し上げましたところですが、今回は集落のほうで法人化をされたところがございまして、そういったところを一つの目的として設定をさせていただいております。

社会的事業という部分につきましては、内容的には町長裁量によるところになるわけですが、この部分については社会的事業性が高いであろうといったところをしっかりと見きわめて判断をしたいというふうには思っております。

今回条例をこういった文言にさせていただいたといいますのも県税条例に合わせさせていただいたような形で上げさせていただいております、じゃ、具体的にという部分ですが、その部分については社会事業であろうという、そういったところの見きわめはしっかりしたいというふうに思います。もう一度申し上げますが、今回上げさせていただいたのは、そういった集落の社会的事業であろうというところで捉えて今回上げさせていただいております。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。間違ったら申しわけないんですけども、提案説明のときに県では多分収益性の有無みたいなことがある、記載されてるといような説明が入ってたと思うんですけど、そういう面はないんですかね。社会事業の中で収益性があるのに減免するのかとか、そういったところの記載というところは県のほうでもなかったんですかね。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。県税のほうにおきましてもこういった文言で上げておられるわけですが、内容的には、ホームページ等にも掲載はされておるんですけども、収益事業を行っている部分についてはしないというふうにされておりますので、同じような取り扱いとさせていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。先ほどの小寺議員の質問の続きというか、関連ですけど、課長さんのほうから集落で法人化されたところというふうなお話がありましたけど、具体的に何の法人化なのかわかりましたらお願いします。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。このたび、昨年になりますが、赤田区が今回地縁団体の認可を第1号として受けられたということでございます。説明でも申し上げましたが、その認可地縁団体につきましては法人化を有するというふうにされておりますので、その部分に対して今回当てはめさせていただいております。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 結構です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第9号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第10号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第10号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島でございます。私のほうから4点ほどちょっとお伺いなり修正を提案いたします。

まず、この条例の新旧対照表の中で、第10条3項に放課後児童支援員はという表現がありますけれども、これは当町におきましては誰を指すのかということです。まず、この神河町の学童の実態に合わせて言えば指導員あるいは補助員と、両方あると思うんですけども、この点が1点。

2点目は、(10)ですね。新しく新設された項目ですけれども、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であるということですが、これは(1)から(9)まで資格をあらわしている項目だと思うんですが、それ以外に資格がなくても従事した者であるという意味なのかということ。

それから3点目ですけども、町長が適当と認めたものというのは、その適当というのはいろいろあると思うんですけども、その要件、適当の範囲ですね、要件はどのようなものであるのかというところ。

最後に、その(10)の適当と認めたものの後ろにかつ3年ごとに、あるいは5年でもいいんですけども、3年ごとに研修を受けることができる者という項目をつけ加えたらいかかと思うんです。なぜこういうこと言うかといいますと、正式な教諭の免許でも10年たてば更新の研修があるということありますので、長期総合計画の中で神河町の子供たちが安心して暮らせる条件の中ですくすく伸びていくと、育っていくということの整合性を捉えれば、この学童においても環境整備をきちっとしておくというところのほうがいいんじゃないかということでそういう質問をいたします。以上です。お願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、支援員という表現につきましては、提案説明でもございましたように神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準の一部改正に伴いまして、このたびの条例改正を提案させていただいたものでございまして、この放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の中で、その第10条として放課後児童支援員という位置づけになっております。その中で神河町といたしましては、放課後児童健全育成事業を実施するために学童保育クラブを設置するというような学童保育クラブの条例を設置しております。その中で学童保育クラブ指導員と補助員がいるわけですけども、この支援員というものは学童クラブの指導員を指しております。つまり現在で当てはめれば先生の、教員の資格を持った方が指導員をされておりますので、その方たちを指します。指導員につきましては、2名以上となってるんですけども、うち1名は補助員でも構わないというところで、1名の指導員ということで、指導員という位置づけにしております。

2番目の御質問の10号で5年以上に従事する者というところの中で資格を要するかというところの中で、これにおきましても基準にのっとって改正をさせていただいたものでございまして、5年以上従事した者であれば資格がなくても要は指導員になれるというところございます。

ただ、基準の中で資格があっても都道府県が実施する研修を修了した者という位置づけになっておりまして、その部分につきましてはまだ修了、研修を受けることができおりませんので、もし補助員を指導員とするのであれば研修を受講するという必要が出てまいります。

3点目の町長が適当と認めたものということなんですけども、これにつきましても基準、上位法にのっとってそのまま運用をさせていただいているというところでございます。この町長が適当と認めたものということに対しましても5年以上従事して、かつ勤

務成績が良好で人格適当というところに当然なっているかと思えます。

4点目の3年ごとに研修をつけ加えればという御指摘ですか、提案をしていただいたところにつきましては、先ほども申しましたように資格を得るには都道府県が行う研修を受けるところでございますので、まずそのところの研修を修了し、その後、健全な指導のためにもそういった研修も検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議員（6番 小島 義次君） 結構です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほどの説明で1点確認というんですか、私の考え方が合うとるかどうか教えていただきたいんですが、例えば補助員の方が3年ごとの研修を受けなくて、しかし、実際5年間勤めて、町長が適当と認めれば指導員に該当すると、そのように理解しとってよろしいですか。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。三谷議員のおっしゃるとおりで、5年以上経験があって、都道府県が行う研修を受講すれば指導員の資格があるということでございます。（発言する者あり）都道府県が指定する研修は受けなければ支援員の資格はございません。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 済みません。それじゃ、2番、三谷でございます。ということは第10号の規定は、あくまで3年の研修を受けた人が前提ですという、そのように理解しとったらいんですね。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 3年の研修ではなくて、県が指定する研修というところでございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

○議員（2番 三谷 克巳君） はい。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第10号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第11号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第11号議案、神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。2点ほどお尋ねをしたいと思っております。

まず1点目、提案説明の中で多分建設課の事業で大量に発生する土砂についても受け入れないというような説明があったと思うんですが、もしも私が聞き間違いでなければ、その場合、今後いろんな事業の中でたくさんの土が出てくると思うんですが、それについてはどのような対応の仕方を考えておられるのかなというのが1点お聞きしたいと思います。

それからもう1点は、この条例の施行日は31年の4月1日になつとります。特に4月1日以降は町外から発生する残土砂については、ここで受け入れないという形になると思うんですが、例えば現在県の事業等で既に契約して進行中の工事があった場合についても、やはりもう4月1日を区切ってだめですよという分の話になるのか、その辺についての経過措置的な分の運用されるかどうか、その辺についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。三谷議員様の質問の1点目にお答えさせていただきます。

建設課が施工いたします大量残土の受け入れの停止のことでございますが、建設課等、また庁内会議等で協議いたしまして、大量残土の受け入れは停止させていただく方針でございます。今後、その処分についてどうするのかというお問い合わせでございますが、今、建設課長と協議してる中では町外の処分地に搬出するような考えを持っておられます。

2点目の施行日が31年4月1日ということで、それ以降、30年度中の契約等、またニガ竹処分地の許可を受けている残土でこの4月1日をまたいで搬入される受け入れの対応につきましては、30年度中の認定事項という扱いで31年度4月1日以降にまたがる場合の残土の受け入れも認めていくということとしております。31年度4月1日

以降、新年度の発注で発生する工事の残土の受け入れから実態的には停止させていただく、町外残土についてはそのような考えでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。関連でなんですが、残りの受け入れが30年度末で5.1%、率にしてですね、もう本当にごくわずかになっておって、公共事業についても受け入れできないという状況にある中で、当然町外に持っていきますと経費もかさんでくるということが予想されます。そういう中で今後この処分地についてどのように考えておられるか、新たな部分についての思いがあるのかないのかというところ聞きたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。澤田議員の質問にお答えさせていただきます。

残り5.1%ぐらいの残容量ということで、今後の方針につきましては、早急に庁内会議等で新たな処分地をつくるのか、またその処分地をつくる場合に残土だけに限定するのか、また一般家庭からの瓦れき等の産業廃棄物の扱いについて含めるのか、そこら辺総合的に費用対効果等勘案しながら慎重に検討進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第11号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第12号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第12号議案、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小寺議員。

○議員（４番 小寺 俊輔君） ４番、小寺です。提案説明のときにもし私が聞き逃しとったら申しわけないんですけども、今回消費税を外税に変えられるということの条例改正なんですけど、あわせてこの単位を１０リットルから１００リットルに変えられた理由、もし僕が聞き逃してたら申しわけないんですけど、もう一度お願いできますか。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えさせていただきます。

これまで１０リッター単位で表記しておりました。今回消費税を外税化することにあわせて精査いたしましたところ、大変申しわけございませんが、平成１７年度までは１０リッターの単位でし尿くみ取り業者、また住民様とやりとりをしているということでもございました。平成１８年度の契約から１００リッター単位で県も統一して、現場でのくみ取りも１００リッター単位でのやりとりとなつとります。大変長い間それに実態として気づかずに、条例上１０リッター単位での表記といたしておりました。考えられることは、内税でこれまで表示してきましたので、その数字、価格だけを消費税改定するときには改定してきたということで、単位の改定まで考えが及ばなかったということかと推察いたします。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第１２号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第１２号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第１０ 第１３号議案から第２２号議案

○議長（安部 重助君） 日程第１０、第１３号議案、神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件、第１４号議案、神河町神崎いこの村条例の一部を改

正する条例制定の件、第15号議案、神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件、第16号議案、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件、第17号議案、神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件、第18号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例の一部を改正する条例制定の件、第19号議案、神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件、第20号議案、神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件、第21号議案、神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件、第22号議案、神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件の10議案を議題といたします。

上程10議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも同じく2点ほどお尋ねをしたいと思います。

今回それぞれ条例で定めようとしております金額につきましては、これ上限の額で、実際徴収する使用料につきましては、それぞれの指定管理者が経営状況を見ながら決定されると。それを町長の承認を得てから確定しますということになっておりますので、実際利用される方が変更された使用料いうんか、料金を知り得るのは恐らく指定管理者のホームページとかパンフレット等になると思うんですね。ですので多分今回このような改正をする分について担当課のほうでは指定管理者と協議をされているんじゃないかと思っておりますので、先ほどの周知の方法とか、あと変更時期、消費税の関係もございまして、その辺の分でもしも協議の段階で、差し支えない範囲で結構ですので、その内容を教えてもらいたいなと思っております。

それからもう1点、このような料金が改正されますよというようなことに関して町として何か協力するようなこと考えられておられるのかなという分をお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点は、第20号のこっとな亭の水車公園の条例の中で、これも確かに水道、ガス代については別途徴収という文言は入れてありまして、ほんでこれは実費というような説明やと思っておりますので、この実費というのは確かにメーター等がついてきちゃった数字がはかれるのかどうか、その辺のことがどうなってるかという分についてのお尋ね、2点をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課施設連携まちづくり交流事業特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり交流事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。先ほどの質問の件についてお答えをいたします。

まず、周知方法でございます。これにつきましては先ほど申されたように各施設でホームページを立ち上げておりますので、そこでの告知、それから施設内での掲示、またパンフレット等になろうかと思っております。それとホームページのない施設もございまして、町のホームページの中で観光ナビがバナー張ってあるんですけども、管理自

身は観光協会がしておりますが、その中で料金改定等を掲示していきたいと考えております。

それで掲示なんですけども、期間については少なくとも改定の3カ月前ぐらいには告知が必要であろうと考えております。そういうところもまた指定管理者と話をしていきたいと考えております。

それから特に前もって予約ができる施設につきましては、予約開始までに掲示をしておかないとだめだというふうなことにしたいと考えております。

それから今回の改定でございますが、今のところどの施設も10月1日、消費税が上がる以降になるということで伺っております。

そしてその改定についても消費税分のみを上げるか、また運営上のことも考えて料金を上げていくかということについては、また今から社内協議を行って考えていきたいというふうに伺っております。

それから2つ目の農林漁業体験実習館の件でございますが、現在も加工所のみ水道とガスのメーターがついております。それを使用前、使用後に管理者が確認をして、そのメーターにより実費をいただくということで伺っております。

それと代金についてなんですけども、今のところの案では水道1立米当たりが200円程度、ガスが1立米で500円程度、実際の料金よりは安い金額になろうかと思いますが、それを予定しているというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。私は、16号議案の神河町神崎農村公園条例の関係で質問をさせていただきます。

ヨーデルの森の関係なんですけども、ここの新旧対照表で、常任委員会でも少し聞いたんですけども、備考1、町民の利用は無料とする。この件につきましてはこれまでもかつての町会議員さんたちからも質問が出て、やりとりも知っておるわけでございますけども、このたび改正後のほうはそれが取ってあるという中で、常任委員会の中では、取っているけども、会社と町とで考えるというような御意見をいただきました。その町民は無料の関係についての判断、これはいつごろになるでしょうか、お願いします。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課施設連携まちづくり交流事業特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり交流事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。そのヨーデルの無料の関係については、今ヨーデルと協議、前もってしているんですけども、その件については現状のままで行くというふうに伺っております。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。ヨーデルと交渉し、現状のままということで話は伺ったんですけども、今回の議案の中でスキー場の料金のことは出てないん

ですけれども、似たような娯楽とかスポーツとかいうことで峰山スキー場がありますね。前から思っておったんですけれども、スキー場については駐車料金が休みの日は1,000円で、平日は500円です。めちゃめちゃ僕は高いと思うんですね。片やヨーデルは無料ですよというようなことで、各施設の特性によって違うんやという議論はあったことも知ってますけれども、このたびスキー場ができたことによってスキー場の駐車料金が今言ったように1,000円とか500円とか出るというんで、これについてスキー場、いろんな議論があって、賛成も反対ももう本当にいっぱいありました。この中で町民にとっては、地元のスキー場をつくったということで目に見える僕はメリットが要ると思うんですね。ですんでずばり言いますけれども、町民は半額やと、1,000円のもんが500円やと、例えば平日500円は250円やというようなことを、ぜひこのヨーデルの森の町民の利用は無料というところで前から思っておって、議案には、ここにはないんですけれども、そういったことも十分考えてもらって、スキー場できて地元の神河町民は入場料、駐車場は駐車料金は半額であるというようなメリットを考えてもらえるようなことを会社と交渉してもらわれへんかなと私は思うんです。その辺いかがでしょうね。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課施設連携まちづくり交流事業特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり交流事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。先ほどの吉岡議員さんの回答でございますが、町民に対しての利用料金、要は町民の無料とか半額とかいう件でございますが、確かに利用料金については町長の承認事項になっております。指定管理者に町として話しすることは可能であろうとは思いますが、指定管理施設として管理運営を任せており、現在ではスキー場については町の小学生、中学生は無料としております。提案説明でも申し上げましたんですが、本年2年目の営業が終わって、あと料金改定等も含めて指定管理者と協議する機会がございます。そのときに検討する一つの議題としては上げていきたいと。結果がどうなる、やっぱり運営をしていかないと経営が成り立ちませんので、その辺も踏まえて協議に入りたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） スキー場の件につきましての料金設定等については、後日また管理者と一緒に今後の問題といたしまして、この場では受け付けませんので、よろしくをお願いします。

ほかございますか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第13号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第13号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第14号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第14号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第15号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第15号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第16号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第16号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第17号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第18号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようにございます。討論を終結します。

これより第18号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第18号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第19号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

これより第19号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第19号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第20号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第20号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第20号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第21号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第21号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第21号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第22号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第22号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第22号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 第23号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第23号議案、神河町営住宅設置条例の一部を改

正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。1点お尋ねします。これも条例の施行日が4月1日付になってるんですけども、恐らくこの3月中に旧の柏尾住宅から新しい柏尾住宅に引っ越しなりされて、一時的には両方の柏尾住宅が町営住宅として存在する時期が出てくると思うんですけど、その辺の整合性はどうですかね。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。御指摘のように、一時的に両方が並立するというので、今現在入居説明会行いまして引っ越しの御案内を差し上げてるところでございます。新しい柏尾団地に移られるときにつきましては、一時的な仮入居ということで、そのような運用とさせていただけたらと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ええですか。

ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第23号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第23号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 第24号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第24号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論はないようでございます。討論を終結します。

これより第24号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第24号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 第25号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第25号議案、神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようございます。討論を終結します。

これより第25号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第25号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 第26号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第26号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第26号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第26号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 第27号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第27号議案、神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第27号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第27号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 第28号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第28号議案、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも2点ほど教えてもらいたいと思います。

1点目は、参考資料の6の部分でございます。これでここに平成29年度の実績値が書いてあるわけですが、その中で水道利用件数の実績値が4,523、それから下水道利用件数が4,109とありますが、これは件数ですので、ちょっとその辺の理解が、これは戸数と読みかえていいのかどうかという部分と、それからこの上水と下水で400ほど差がありますので、これは合併槽の関係なんかなと思ったりもしてたわけです。

ところがきのうの当初予算の説明の資料を見ますと、ここで下水道の概要が書いてあるわけなんです、水洗便所の設置戸数は3,944、それから使用者件数は3,652件と、当初予算の資料ではそのように書いてありますので、一度今後これを協議する中で上水の数、それから合併槽の数、それから結果としては下水につないでおられる方、戸数ですね、その辺の精査した数字を教えてくださいのと、もう1点は、それぞれ今回議論しますところの水道水だけを使っている家庭、それから井戸水等と水道を併用されている家庭、それから井戸水等だけの家庭という分でのその戸数の拾い出しがしてあればその数字をまた示してほしいということ、2点をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 中島上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） まず、利用者件数の関係でございます。水道利用件数実績値として4,523があります。これは実際に水道を加入されてる方の数字でございます。

その横の下水道利用件数というのが4,109ということで、今現在下水の料金をかかっている件数でございます。

先ほど三谷議員が言われた、その中で3,944という数字でございますけども、この部分については今現在の休止も含めた方の件数でございますして、その後と言われた3,652という件数については休止以外の実際に御利用されている方という数字でございますして、いろんな数字があるんで、また精査して、資料というか、もう少し詳しく説明したいと思います。

そういう部分と、あと下水の個別の利用実態といいますか、水道だけの家、あるいは水道と井戸水を併用されている方、また水道以外だけの利用の下水の方という部分の質問なんですけども、今わかっておりますのが水道を使っておられなくって、それ以外だけの水、ですから山水とか井戸水だけで今現在利用されてるという世帯が29年度の値で言いますと99世帯ございました。あと井戸水と水道を併用されている方については、ちょっとわかっておりません。今後、井戸水調査をして調べていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本議案については産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第28号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第17 第29号議案及び第30号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第29号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について、第30号議案、兵庫県町議会議員公務災害補償組合格約の一部変更についての2議案を議題とします。

上程議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第29号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第29号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第29号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第30号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第30号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第30号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 第31号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第31号議案、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第31号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第31号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 第32号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第32号議案、センター長谷証明窓口業務の委託契約の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第32号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第32号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時45分といたします。

午前10時23分休憩

午前10時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第20 第33号議案

○議長（安部 重助君） それでは、日程第20、第33号議案、平成30年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原です。ページ数は6ページ、繰越明許の関係で、企業誘致、上の2つ目です、総務費の中で貸し工場整備1億1,950万5,000円、この部分について担当課のより詳細な説明をお願いいたします。ひと・まち、町参事のほう詳しいだろうと思うんで、石堂町参事、お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 石堂町参事。

○町参事（石堂 浩一君） 石堂でございます。内訳的なものでお答えしたいと思います。この貸し工場の整備に当たりましての進入道路の工事費、そしてその造成工事に当たります全体の工事費の分と入れまして繰越額が1億1,950万5,000円ということになります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 財政特命参事のほうからはそういう説明はしていただいたんですけど、もう少し詳しい説明が担当のほうでできれば、そういう状況も踏まえてお願いいたします。

○議長（安部 重助君） どうですか。

石堂町参事。

○町参事（石堂 浩一君） 石堂でございます。進入道路につきましては、410.6メートル、幅員5メートルの進入道路でございます。そして造成工事につきましては、2万2,000平米の造成地において、面的には2面の造成工事を行います。それに調整池を1基工事を行いますので、その全体工事費が繰越額となつとります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ここで、ちょっと傍聴者の皆さんにお願いいたします。会議の傍聴につきましては、地方自治法第130条第3項の規定に基づき定めております神河町議会傍聴規則を必ずお守りいただきますようお願いいたします。なお、注意事項につきましては、傍聴席入り口に掲示しておりますので、御確認ください。また、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切っていただきますようお願いしておきます。以上です。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほどの繰越明許費の関連で

ございますが、今回繰り越ししようとしてる額につきましては3億3,000万円余りと、非常に異例というほどたくさん額になっております。その中でこの繰越明許の考え方として、特定財源等がついてる分については3月31日現在で工事が完了しないので繰り越しするというのが通常でございますが、恐らく今回についてはそのような条件の中での繰り越しが主やと思うんですが、一応この上がってます項目についてそれぞれ特定財源があるもの、それから特定財源がないものについてのたまかな説明を、もしくは非常に量がたくさんありますので、次回の総務委員会までにまとめていただく中で少し、先ほど出ましたようなもう少し具体的な事業内容がわかるような資料の提出等もお願いする中で質問とさせていただきますので、お願いします。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、順番に、まず1つ目の会計年度……。

○議長（安部 重助君） 資料のほうがあええんかな。三谷議員、どうですか。きょう発表してもらって、後で資料ですか。

○議員（2番 三谷 克巳君） はい。

○議長（安部 重助君） 結構です。

ならお願いします。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 発表して資料ですね。

○議長（安部 重助君） はい。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） わかりました。

それでは、まず最初の会計年度任用職員制度例規につきましては、これにつきましては単独事業ということで、この分につきましてはどうしても繰り越しをしていかなければならないということですので、単独事業の中で繰り越しをしてきたということで、特定財源はございません。

続いて、企業誘致に係る貸し工場の分でございます。これにつきましては過疎債の地方債が1億3,800万円でございます。

続きまして、地籍調査事業でございます。これにつきましては県支出金が2,048万2,000円でございます。

続きまして、林地崩壊防止事業でございます。これにつきましては県支出金571万5,000円、地元負担金174万円。

続いて、プレミアムつき商品券、国庫支出金103万4,000円。

続いて、大河内高原整備事業、峰山高原スキー場に係るものが過疎債で470万円。

続いて、道路橋梁費の道路橋梁維持改良事業の部分で、これも過疎債で2,600万円。

続きまして、道整備交付金事業の神崎・市川線、国庫支出金885万6,000円、地方債で公共事業等債が800万円。

続いて、道整備交付金事業、神崎・市川支線、国庫支出金875万6,000円、地方

債で合併特例債 8 5 0 万円。

続いて、町道作畑・新田線、地方債で辺地債で 2, 1 6 0 万円。

続いて、橋梁長寿命化修繕事業に係るものが国庫支出金 9 4 5 万 4, 0 0 0 円、地方債として過疎債 9 8 0 万円。

続いて、災害復旧の農地災害復旧に係るものが県支出金 2 5 3 万 1, 0 0 0 円、地元分担金 1 8 万 5, 0 0 0 円。

続いて、農業施設災害復旧事業が県支出金 1, 1 4 8 万 7, 0 0 0 円、地元分担金が 1 0 万 9, 0 0 0 円。

続いて、林業施設災害復旧事業が地方債で 2 4 0 万円、そして地元分担金が 1 0 0 万円。

続いて、公共土木施設災害復旧事業につきましては、国庫支出金 1, 7 6 1 万円、地方債が 2, 4 7 0 万円。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか特にございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。予算書の12ページなんですけども、県の補助金ということで、総務費の県の補助金、バス対策費のほうで48万5,000円減となって、この分が市町振興支援交付金のほうへ振りかえられたと。市町振興支援交付金については、326万5,000円のマイナスですけども、48万5,000円が振りかえられたので、278万のマイナスになったという説明だと思います。

この市町振興支援交付金なんですけど、これ一般的にもう一般財源と考えてよろしいんでしょうか。例えば農林業費の県の補助金の市町振興交付金、農林業に関する市町交付金ということで48万7,000円が増額なってますけども、これも一般財源と考えてよろしいんでしょうか。市町振興支援交付金の性格についてお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この件につきましては、県の補助金でございまして、従来特定財源扱いをしていたものを少し集約をする中でまとめて、市町振興支援交付金という形の中で少し枠を広げた中で、そちらに集約をしながら一般財源扱いの中で県から支出をするということで、各受けた市町村については一般財源化扱いの中で財源扱いをしてくれというような通知がございましたので、そのように一般財源扱いをしているというところです。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 藤原です。9番、藤原裕和です。ページは、17ページです。公立神崎総合病院の2億円というこの部分について少し質問をしたいと思います。病院の事務長なりよろしくお願いいたします。前の委員会でしたか、2月の4日でしたか、担当委員会で病院の収益が落ち込んだらという、11月か12月現在の数値が委員

会でも示されたところで、前回のこの冒頭の民生福祉常任委員会の委員長報告で副委員長のほうからも詳しく委員長報告がなされました。入院患者とか外来等のそういう収益がすごく落ち込んだという部分で、その結果、こういう2億円がここで補正を組まなければならない、ここら辺のやはり町民さんに向かってこの本会議を通してここら辺の今の公立神崎総合病院の経営状況並びにこれから、委員会でも事務長のほうからあったんですけれども、経営改善、健全化に向けてそういう思いも委員会では事務長並びに総務課長のほうから聞いたんですけれども、担当常任委員会は町長が出席は1回もなされておられません。

そういう部分でこの今の現状を捉まえて町長の神崎総合病院、北館が工事、全体ではもう27億も8億もかけて施設を改善をされとる中で、今のこのような補正を組まなければならないというような状況、大変こういう実態をやはり町民の皆様ももちろんわかっていただかんと、理解をいただかんとあかんのんですけれども、また病院のそれぞれ医師の方、職員の方がやはりここら辺の部分をどのように認識されとるんか、そういう部分と、収益がもう年々ずっとここ、私も8年ほど前からこの担当の委員会にもおらせていただいたんですけれども、患者数が伸びない、そういう状況も踏まえて、これから先、特に職員等の人件費が、委員会でもたしかどなたか質問があったんですけれども、この部分をさわらんことにはそういうとんでもないことが、お金をどんどんつぎ込まなければならない前へ行かないというような状況だと感じるんですけれども、その点についてよろしく、それぞれ担当の方とか、町長のほうからとか、よろしく願いいたします。財政のお金を貯金を取り崩して病院のほうへ入れよというような現状も踏まえて、説明をお願いしたいと思います。住民に理解が得られるような説明もお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。病院の経営につきましては、いろいろ御心配をおかけしております。藤原裕和議員おっしゃいますように、病院の入院患者数がずっと低迷をいたしております、2億円の追加の繰り入れということになっております。そのような中ではございますけれども、例えば経営の経理の状況でしたら企業出納員の藤原課長なり、また全体につきましては院長なりから院内周知をしまして、いろいろ経営改革を行ってきております。

そのような中で、この移転、新しく北館の改修が終わりまして、今新しく北館に移ってまいりました。そのような時期ごろからですけれども、けさ現在で病床が122人入院をさせていただいてます。病床利用率でいきますと87%ということでございます。一時病床利用率が50%台、60%台というのが続いておりましたけれども、そのような中でいろいろと改革をしまして、今87%という状況が移転以来続いておるような状況でございます、入院患者数につきましては、あとこの状態をいかに維持するかというところにかかっているかなというふうに思います。

また、今度は単価のほうでございますけれども、今、単価の見える化ということで、ど

ここにどのような、まず収入のほうもどのような収入があって、どの課にどのような収入、また出るほうもどの課でどのような経費が出てくるかということも今分析をしております、この3月末には大まかなところが出るというふうに考えております。それで次回の委員会なり6月の分につきましては、ある程度の資料がお出しできると思います。その資料は資料といたしまして、現在もその状況に基づきまして、例えば単価の栄養指導がちょっと少ないということがその中でわかってまいりましたので、栄養指導を積極的にするとか、そのようなことを行いまして、必要な方ということでございますけども、必要な方に積極的に栄養指導していくとか、そのようなことを図っていきながら単価のほうのアップも行っております。そのようなことで経営改善を少しずつ図っていくことを考えております。

また、先ほどもおっしゃいました人件費がかかるということでございますけども、人件費のことも考えております。例えば看護師の業務を事務職員ができる場合がないかというようなことも考えておまして、例えば外来の医師について看護師をかわりに事務職員ができる業務であれば事務職員つけるとか、そのようなことも考えております。

それと、すぐではありませんけども、大きなこととしましては経営形態の見直し、今、私どもの病院は公営企業法の一部適用ということで運営をいたしております。その一部適用から全部適用、あるいは地方独立行政法人などの経営形態の見直しも検討をいたしているところでございます。

それと、より力を入れていくということで、執行部会という組織がございまして、院長初め私ども、それぞれの看護部長、医療技術部長、また副院長交えてする会議でございますけども、以前は月に1度町長にも来ていただいて会議をしておりましたけども、先日来毎週来ていただいて執行部会議を進めているような状況でございます。

そのような状況で今、入院患者数が多い状態が続いております、医師なり看護師なりに負担をかけてるわけではございますけども、これに甘んじることなく今後もできるだけ入院患者数を多く、また外来患者数もできるだけふやしたままでよりよい経営を目指して進んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私への質問もございましたので、私のほうからこのたびの3月補正における一般会計からの繰出金2億円について私の思いを述べさせていただきます。

その前に、それぞれの常任委員会につきまして町長が欠席というか、出席していないということにつきましては、私は議会を軽視しているつもりは全くございません。説明員の出席というところにおいて、その中で対応させていただいているところをまず御理解をいただければというふうに思っているところでございます。委員会開催あるたびに、あるごとに問題点、課題につきましては担当課と事前に協議をさせていただいて、委員会に対応しているというところでございます。

そしてこのたびの病院に対しての繰出金でございます。病院経営につきましては、地

域医療崩壊と叫ばれ始めてからもう10年以上たとうかなというところでございます。私も就任いたしましたから、特に医師確保というところが地域医療にとっては大きな打撃を受けている。これが国の医療制度改革といいますか、研修医制度が大きく変更されることで、これまで医師の確保については比較的関連している大学病院等々から派遣をいただくというそのシステムが壊れたというところが大きな転換期といいますか、状況に陥ってるというところでございます。

この間、収益を上げていかなければいけないというところにおいて、私、就任いたしましたから北館の改築についてはたくさんの議論をする中で、一時は全館移築というそういった方向性も探りながらしていったんですが、やはり建築費の高騰、あるいは将来的な患者数の動向、それも含めて最終的に県との協議も踏まえながら北館改築に踏み込んだというところでございます。

北館改築に当たりましては、現場、病院とも行政サイド、財政、それぞれ何回も集まりまして協議をさせていただきました。いろんな協議もしたんですが、結果としてこの財政支援をどのようにしていくか。ここには財政計画、長期的な展望に立ってつくらなければいけない。これは県のそういった指導といいますか、助言もいただきながらつくる中で、この一般会計からの財政支援については何とか10年間は総額5億円の繰り出しはできるであろう。しかしながら、10年経過した後は3億4,000万、6,000万といった規模でしか対応ができないよというところも病院サイドと協議をしながら、その中で進めて、着手に踏み切ったというところでございます。

病院サイドといたしましても具体的にはその当時経営診断といいますか、そういうところも踏まえてしたところ、やはり今の状況では大変経営も厳しくなるよという中で、2億円規模の改善をしていかないと非常に厳しいものがあるというふうな中で、行政サイド、病院サイド、それぞれ工夫をしながら改善に向けて本当に覚悟を持って取り組んできたところでございます。当時言われていたのは人口減少はするけども、患者数は将来的には減らないというのが平均的な物の見方でしたが、やはりその動きが地方では全く違った動きをしている。もう確実に患者数は減ってきてるという状況でございます。そのような中でやはり収益の基本となってくるのは入院患者数ということになりますし、さらに病院ベッド数の稼働率が低くなってきますとまた交付税からも少し削減されるというふうな状況もありますので、最低でも70%をクリアしなければだめだなというふうにごこの間取り組んできたところでございます。

しかしながら、30年度に入りましてから70%を切るというのが非常に多くございまして、本当にこのままでは大変なことになるなというところでの今回の2億円の補正ということになっております。

しかしながら、先ほど事務長のほうからも説明がありましたけども、現在病院といたしましても経営改善に向けて、先日も院内研究発表がありまして、その中で今回私、参加して初めて経営面についてのそういった研究発表もございました。これまでにない取

り組みの中でそういう意識づけを職員一人一人が持ってくればというふうに思うところでございますし、私ども執行部といたしましても職員に対してそういった意識づけをさらに強めていかなければいけないというふうに思っております。

また、そのほか、もう御存じやと思いますけども、まだ最終決定ということではございませんが、兵庫県の地域医療計画の見直しにおいて、以前からしっかりと公立神崎総合病院は地域医療、このエリアになくてはならない病院という位置づけの中で、さらに特定病院といますか、特に支援をしなければいけない病院に恐らく指定される運びとなっております。そのことによって県からも医師派遣については優先的に取り組みをしていただけるような環境づくりはできておりますので、私のほうからも県に対しては機会あるごとにまたお話をさせていただくこととしております。

そしてまた、これまでも経営診断という点については、先ほども言いました北館改築計画のときに一度病院サイドで経営診断的なところはしていただきましたし、また昨年、公立病院協議会のほうでの経営診断もしていただいたところでございます。

ただ、私が思うに、その全国自治体病院協議会の診断につきましては、自治体病院間での経営診断をして、その状況が他の同規模の病院と比較してどうなのかという、そういった比較診断ということになっておりましたので、私の思いとしては、それも必要かもしれませんが、やはり同規模の病院は平均的に厳しい環境に置かれているということでございますし、また証券会社の医療関係、福祉関係のアナリストに来ていただいて一度行政と病院でそれぞれ研修会も持たせていただきました。これからの医療環境はどうなっていくのかというふうなところからいけば、やはり140床、150床規模の病院については非常に厳しい状況にあるというふうなことも言われておりましたので、そのような中で、一つは、今進めておるのは、近隣病院との連携というところを今、病院のほうも積極的に取り組みを進めながら、北館改築においても連携できる診療科目の建築費については交付税対象になるようなそんなこともしております。

そのような中で、先日、マリヤ病院との連携協定ということで、特に産婦人科については今進めております。

それとあわせてそれだけではなくて、研修会も病院のほうで開催をいたしました。公立病院と民間病院との違いというふうな中で、非常に細かい部分での経営改善について民間病院としてこんなことをやってるんだよというふうな説明もありました。そういうふうなところを今後、我々もしっかりと勉強していきながら経営改善につなげていって、そしてこの地域になくてはならない公立神崎総合病院を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。（発言する者あり）

藤原裕和議員は、もう3回を過ぎてますので。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。説明資料21ページの消防費につい

てなんですが、ちょっとお伺いしたいんですが、21ページの2番、消防施設費の中の車両購入費、これ恐らく説明のときに高朝田、南小田の車両の購入と聞いたんですが、24号議案で貝野と加納地区が一緒になってますね。今度一つになった。ならこの貝野と加納地区の消防の車というのは、この地区には2台置いて、別に2台購入されるという形になるんですか。それをお伺いしたいんです。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えいたします。

貝野・加納部の統合に関する軽四積載車等の扱いにつきましては、少し説明させていただいたかも知れませんが、引き続き両部の中で定期点検等、また非常時の活動に継続して使っていくということでございます。耐用年数が20年と定められておりますので、その20年を過ぎる段階で消防活動に従事する団員数の定数も変更の必要性も出ますので、その時点で廃車等をしていくという計画でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかはございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本議案については総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第33号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第21 第34号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第34号議案、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月14日以降に行いますので、御了承を願います。

日程第22 第35号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第35号議案、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月14日以降に行いますので、御了承を願います。

日程第23 第36号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第36号議案、平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点だけ状況を教えてもらいたいと思うんです。

9ページの介護サービス給付費等の中で、今回のこれ多分決算見込み等で今回補正をされておると思っていますので、一番上の居宅介護サービス給付費については4,500万円の減額。一方、その下の施設介護サービス給付費については5,000万円の増額ということで、このような数字を見ますと全体的に重度化する中で居宅系の方が施設サービスのほうにかわられたのかなという分でのこういう数字の振りかえということなのか。もしくは昨今の介護職員の不足でどうしても各施設が居宅系のサービスを受けられないというようなうんか、定員を少な目にした、定員というか、受け入れ者を少なくするような運営の中でこのような介護サービス費が減ったかという、その辺の分析をされておられましたらお願いをしたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。三谷議員さんからの質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

この補正予算にも上がってますとおり、居宅のほうが減って施設のほうが増えてるといふのが現状でございます。実際のところ、なぜ居宅のほうが減っていったかというところの話なんですけども、やはり核家族化等で家族介護力がなくなってきているところも一つあるのかなというふうに思いますし、逆に特養については法改正により要介護3以上でないと入所ができないということで、今までですと要介護1でも入れたというところで、要介護1で入られた方が重篤化されて亡くなるまでの期間が長くなっていたのが、要介護3ということになりますとやはり回転が早くなってきて、入所待ちの方の待機されてた方が入所ができやすくなったというところも要因の一つかなというふうに思っています。介護予防のほうでいろいろと努力はさせていただいているんですけども、現実として本年度入所のほうが増えてしまって居宅が減ったというのが現状であります。引き続き介護予防も含めた形、また家庭のほうで最期までみとりができるような形の介護力のほうについても努めていきたいなというふうには思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月14日以降に行いますので御了承願います。

日程第24 第37号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第37号議案、平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月14日以降に行いますので御了承願います。

日程第25 第38号議案

○議長（安部 重助君） 日程第25、第38号議案、平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月14日以降に行いますので御了承願います。

日程第26 第39号議案

○議長（安部 重助君） 日程第26、第39号議案、平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点だけ教えてもらいたいと思います。

今回の補正の要因につきましては、先ほど来から出てますように医業収益の落ち込みによって2億円の一般会計の繰り入れをするというように聞いています。この2ページの予算を見ますと、他会計からの負担金を2億円ふやして予備費の2億円増額というこういう予算になっとるわけなんですね。これ通常でしたら、私の考えでしたら医業収益が2億円減って負担金、交付金が2億円ふえるような予算になるのかなと思うんですが、これは何か意味があるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。三谷議員

の御質問でございますが、本来病院会計、公営企業の会計につきましては均衡予算をとる必要がないと言ったら語弊があるんですが、とらなくてもいいというようなことになっております。ところが病院そのものは均衡予算をとっているという状況の中で、収益の部分が足りない部分で今回負担金、交付金ということで2億円補正させていただいておりますが、それを何に充てるかというところにつきましては予備費という形の中で、以前からもこういった形の中で補正を組ませていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。企業会計方式というのはわかりますので、役場会計と違ってそこまでにシビアな科目の設定はないんですが、単純にこれまで予算等を見ますと医業収益として入院、外来という部分があって、30年度でしたら31億ほどの収入がありますよという話があって、今回その31億が29億ほど減りますよという部分が今回の補正で出れば我々も非常に理解しやすいのですが、こういうことになりますと聞いている分の中での説明ではわかるんですが、この単純に予算書を見るだけの中では最終的には医業収益が何ぼかというのが非常に、決算の段階でわかりますと言われるかもしれませんが、そういう分の中でこういう予算の組み方というのは一考する余地があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。御指摘いただきましてありがとうございます。

その件につきましては、これまでこういった中で予算等を組んでまいりましたので、今後の検討課題とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 藤原です、9番。この部分ですけれども、実は先ほども少し質問をさせていただいて、町長のほうからも詳しく回答を得られました。

そこで、ここ合併当初ぐらいからきょう現在に至っての入院患者数、外来も含めて減ってきているという部分はその都度資料としてはいただいとるんですけども、全体的にこういう一度グラフ化なされておるんかどうかわからんのですけども、そういう一目で見てここ10年、12年ですか、落ち込んでくる。そういう部分のわかりやすいグラフと、それからもちろん先ほども言いましたとおり病院の職員の診療科がふえてきてくると思うんですけども、この間。それは何ぼか住民要望を受けて赤字部分でも診療科をふやしてきたという部分、またこの4月から泌尿器科ですか、新設をされるということのようであります。そういう部分で、職員の人件費は膨らんでくるんはわからんことはないのですけれども、果たしてこの収益に見合った、どんどん収益が落ち込んでくるのに人件費だけというそういう部分が、これも年度を追って人件費総額、ちょっとわからんのですけども、そういう部分のわかりやすいグラフ化、また先ほども言いましたこの町から

の繰出金のそこら辺のたしか合併当初は2億円程度やったと思うんですけども、それが急遽、先ほども言われましたとおり5億円をずっと10年間出し続けるんやというような財政、それで財政がもつかどうかちょっと私もわからんですけども、そういうことが果たしてこれから先、大変私なりには心配するんですけども、そういうわかりやすい部分の過去からきょう現在、そういう部分、これからの予想も含めて財政の先ほども町長のほうからも説明もしていただいたんですけども、繰り出しの部分のそこら辺の状況も踏まえて一目でわかるような、住民にわかりやすいような形の資料がこの委員会なりにいただけたらと思うんですけども。

それと、前の質問では診療科目ごとのそういう計算をして、例えば内科はこうやとか、赤字がどうやとか、ほかの外科とかその科ごとのこの部分がやはり病院全体を経営改善の上では必要やと思うんですけども、それをぜひとも3月末とは言えず、できるだけ早い段階でこの議会、全員協議会とか担当委員会、担当委員会いうたらもう大分先のことになるんですけども、早い段階でお示しを願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原議員、補正から少し離れておりますので、資料につきましては次の委員会までにまた交渉させていただきます。

○議員（9番 藤原 裕和君） そういうことで、わかりやすい形のそういう情報提供を議会のほう、我々議員のほうにも住民のほうにもいただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。いただけるでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。まず患者数のグラフでございますが、グラフ、入院、外来ということで過去からの分をつくっておりますので、お出しできます。そのグラフを見ておりますと全国的にも患者数が減となっております、ほぼ相関しているようなグラフとなっております。

それと、繰入金につきましても同様にお出しできます。ちょっと繰入金のグラフはつくっておりませんので、改めてつくる必要がございます。

それで繰入金、合併当初の2億円でございますけども、病院分でそういうことでございまして、当時老人保健施設とか休日夜間診療所とかということで別に繰り入れをしていただいておりますので、それを今合計ということになっておるところもちょっとお含みおきいただきたいと思います。

それと、診療科ごとの収支ということでございます。これも申し上げましたとおり原価管理ということで今システムの進めておりますので、できるだけ早い時期にお示しさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月14日以降に行いますので御了承願います。

日程第 27 第 40 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 27、第 40 号議案、平成 31 年度神河町一般会計予算を議題とします。

質疑に入る前に、若干申し添えておきます。一般会計につきましては、配付しておりますとおり議長から指定します質疑の範囲において質疑回数を同一議員質疑 3 回の原則を適用してまいります。以上、議員各位には格段の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まず、歳入につきまして、事項別明細書 1 款町税から 11 款地方交付税、17 ページまでをお願いいたします。特にありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございますので、次に入ります。

次に、12 款交通安全対策特別交付金から 22 款町債、34 ページまでをお願いいたします。

小寺議員。

○議員（4 番 小寺 俊輔君） 4 番、小寺です。予算書 31 ページの下から 2 行目、町有自動車損害保険受入金、これはこの一般会計だけではなくて特別会計でもちょこちょこ上がってきてるんですけど、これもし私間違えとったら指摘していただきたいんですけど、恐らくこれは町有車が事故したときの損害保険の受入金を 300 万も予算計上されてるんですけども、その予算を編成されるに当たって、まず町有自動車で事故を起こされるということが前提の予算を組んでおられると思うんですけど、その辺いかがですかね。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。31 ページの町有自動車損害保険受入金ということで、300 万円ということですね。これにつきましては従来と同じ予算組みということでございますが、車両共済の部分で 200 万円、それから対物対人の部分で 100 万円ということで、それぞれ財産管理の修繕料、また賠償金のほうで歳出設定をさせていただきました。事故を前提ということではないわけですが、このより予算がわかりやすい形で示せるのかなというふうに考えております。なかなか説明になりづらいところはあるんですけども、従来どおりこの予算組みで行ってございまして、そしてこの予算に対しての決算ということで御説明をさせていただいているという状況でございます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4 番 小寺 俊輔君） 4 番、小寺です。確かに私もこれ今回ことし初めて気づきまして、過去の予算書を見たら全て計上されてるんです。もっと早く指摘をしておくべきだったなと思うんですけど、やはり本来であればここは科目設定をしておくべき項

目で、いきなりその金額を300万上げるべきものではないと思うんです。確かにゼロはなかなか難しいかもしれないと思うんですけれども、その気構えとして事故はだめだよということを当然もう全職員にも周知していただいているとは思いますが、そういった心構えでやっていただきたいなという思いで質問させていただきました。以上です。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。交通事故に対しての安全運転という部分につきましては議員おっしゃるとおりでございます、その心構えでしっかりと職員への啓発も行っておることです。ただ、これまでもいろいろと御報告をさせていただいております。本当にちょっとした心のすきといいますか、時間とかそれから心に余裕がなかったというようなことで小さな接触事故等が起きていることも現実でございますので、そのあたりにつきましてはその都度しっかりと時間と常に気持ちにゆとりを持って安全運転に努めていただく。交通法令をしっかりと遵守をしていただくということで、その都度職員への指導も行っておるところでございます。今後につきましてもしっかりと安全運転のほうを努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これ教育委員会の関係で1点お尋ねをしたいと思っております。

少し総括的な話になるかもしれないんですが、19ページの教育使用料の中でそれぞれ幼稚園の使用料、それからその下の社会教育使用料の中での学童保育クラブ施設使用料等が上がっております。これも過日の総務文教常任委員会でも少し触れた部分なんですが、保育料の無償化という話がある中で、それぞれこの31年度の予算においてその対応された分が何かされているかどうかということをお尋ねしたいと思っております。

というのは、この幼稚園の使用料につきましては去年から見直すと半分ほどに減ってますし、学童保育につきましてはそのままという形になっていますので、何かこの31年度の予算の中でその辺の対応というんがされているかどうかをお願いしたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。三谷議員の質問にお答えさせていただきます。

平成31年の10月から、保育料の無償化ということが国の方針が示されております。ただ、2月の総務文教常任委員会でもお伝えしたんですけど、まだ国が最終的な法案が通っていないというところで、国、県の説明につきましてもまだ途中段階というところの説明で来ておまして、ただ無償化については10月からは決定されておりますので、その分については予算に反映しております。

具体的に申し上げますと、保育所と幼稚園に係る3歳から5歳までの完全無償化とゼロ歳から2歳に係る非課税世帯への無償化というところについて、保育所の保育料、幼稚園の保育料の10月以降についてはゼロとして計上しております。

ただ、今、食事代につきましては、給食代につきましてはまだ確定されておらず、その保育料の副食部分については外に出すというような話も出ておりますので、そこらあたりがまだ不透明というところもございますので、幼稚園の午後であります預かり保育料、また学童保育の分についてはまた保育料と学童の就学後の児童の分でありますので、幼稚園の預かり保育料の部分、また学童保育の部分についてはその無償化については反映されず、通常どおりの予算を組んでいるというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、次に行かせていただきます。

これより歳出に入ります。1款議会費、36ページまでをお願いいたします。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。

次に、2款総務費、56ページまでをお願いいたします。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。予算書の46ページの14節の使用料及び賃借料なんですけど、ケーブルテレビの分ですね。この中に回線使用料というのが出てきてるんですけど、全町光ケーブル化が終わってこの回線使用料は一体どこに発生するのかなというのが疑問なんです。それを教えていただきたいと思います。説明資料の40ページですか、地上デジタル放送波バックアップ回線使用料と出てるんですけども、これもあわせて、恐らくこれのことだと思うんですけど、こういったものかいうのを少し教えていただければ。お願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。回線使用料なんですけど、姫路ケーブルさんと今インターネット回線のバックボーンということで回線を敷設しておりますが、ただいま神河町のケーブルテレビ受信点全部で3つございます。東柏尾の大嶽山、局舎裏、それと上小田の受信点ということで3つあるんですけど、その受信点が全て使えなくなった場合については、地デジの部分については放送する回線いますか提供することができませんので、年間190万プラス税ということで、姫路ケーブルさんから今のインターネット回線を利用してバックアップで地デジの電波を送っていただくという形での調整をいたしております。そのための回線使用料になります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。ほか、特にありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に入らせていただきます。

3 款民生費、6 4 ページまでをお願いいたします。ございませんか。

澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。予算説明資料のほうの 4 7 ページの一番下の行に集いの場管理運営事業というのが新たな新規事業で上がってきております。これ恐らく病院北館における 1 階のイベント広場ですか、イベントルームですか、そこでの新たな事業展開だと思うんですけども、この中身につきましてもう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。澤田議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

予算につきましてはここに上げているとおりになんですけども、実際のところ目標としては 3 2 年 4 月からこの集いの場を活用したいというふうに思っています。3 1 年度については備品の購入、それからあとそこでボランティアとして活動していただける団体の方にお声かけをさせていただいて調整をさせていただく。できるだけ週 5 日のうち毎日のようにどこかのボランティアの団体とかそれぞれの団体のほうでその場に詰めていただいて、皆さん方の相談業務とかいろんなそこで心を癒やすような活動をしていただきたいなということで、3 1 年度にそれぞれの団体のほうにお声かけをさせていただいて調整をさせていただきたいというふうに思っています。

その段階で早くスタッフのほうが集まるようでありましたら、3 2 年の 4 月を待たずに早目に開始をさせていただきたいなというふうに思っています。当初、認知症カフェとかいろいろな形で考えていたんですけども、やはり認知症カフェという名前のほうも認知症という名前も好ましくないかなというふうに思いますので、皆さん方のほうからいろんな案を出し合っていていいネーミングを使ってつくって、病院に来た方、また近くに買い物に来た方、そのような方がいつでもそこに集えることによって自分の思いとか相談事とか、そういうことが何でも話し合えるような場にしていきたいなというふうに思っています。

また、施設のほうの利用については、病院の研修なんかでも使っていただくことも多分あるであろうし、いろいろな形でそこで町民が集えるような形の場を創意工夫したいなというふうに今考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 今、認知症という言葉が云々という話もあったんですがそれはさておいて、実際あの部屋のそしたら管理運営はどこが主体となって行うのか。私は、病院の建物の一面ですので、病院が主体で管理をする中でこういう健康福祉課が

集いの場ということであわせて利用していくというふうに理解をしておったんですけども、この管理の主体がどこなのかなということをもたまたま教えていただきたいのと、もう一つは既に認知症カフェにつきましては支庁舎のほうで定期的開催されておまして、その運営のスタッフの方々とお話ししておりますと、いつ動くんやろうとか不安な声もあるわけですね。スペースが広いという部分。そういうこともありますので、あの部屋がせっかくできているのに今から1年かけてやるんですわじゃなしに、もう少し早期にその使い道。使い道があつての私はあのスペースやと思ってましたので、その辺いかが、その管理の主体も含めてどうなんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。イベントホールにつきましては、以前計画段階から先ほど桐月健康福祉課長が申しましたように認知症カフェというような形の中で使っていきたいという提案がありまして、それを盛り込んだ形のホールにいたしております。

管理につきましては、当然空調関係もろもろございますので、設備関係もございまして、病院が管理をしていくというところでございます。

健康福祉課のほうで利用されるのが主体となってくるわけですが、特に病院側は午前中を使用することも余りなかろうかと思っております。診療が減っておりますので、職員の研修等につきましてもやはり午後また夕方以降、また夜というような形の中で病院のほうもそこを使っていくという予定にいたしております。

先日も新型インフルエンザの訓練ということで、そのホールを使って初めて会場を使ったということもありまして、職員の中からもいいホールができたというふうなところで喜んでいただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。先ほど32年の4月にはオープンをとという話をしましたけども、できるだけ早い時期で準備を整えば、実際もう建物のほうもできてますので早期に有効活用したいなということで、新年度に入りましてというか、もうあすからでもそれぞれ各種団体等にお話をさせていただきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） それではちょっと順序が逆というか、こういう目的でこういうふうにご利用する、こういうニーズもある。そういうことを含めて、こういう形のこういうスペースが要るんやというのが私は本来だと思っております。またこれについては予算特別委員会でも少し議論をしたいと思っております。

続けて説明資料の57ページの一番上の行、保育所運営事業の中に私立保育所運営費委託料、神崎保育園、寺前保育所はわかるんですけども、その下にあわが保育園という

記載がございます。この内容につきまして説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。あわが保育園につきましては、私立の今現在行っておられる保育所、認定こども園は別であわが保育園と今3カ所に行っておられるという実態がございますので、その分で予算計上させていただいているところでございます。以上でございます。（発言する者あり）いや、場所は町内ではございません、町外でございます。申しわけございません。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。これもまた全体的な考え方を教えてほしいと思うんです。予算書で言いますと57ページ、15節の中で町が設置する防犯カメラの工事費、それから次の58ページには各集落要望によりますところの防犯カメラの設置補助金が2カ所という形で、それぞれ神河についてもこういう防犯カメラ等の整備がなされていくと思いますので、これも過去に県の補助をもろてやった分、それからこのように町が設置する分、また各集落から要望があって設置する分、それからもう一つは防犯の役目を果たすかどうかわかりませんがライブカメラ等というのもございますので、町全体にこの防犯カメラというんですか、そういうような分についてのこういうように整備していこうというような考え方がある中で、今回予算等の取り組みをされているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、三谷議員の質問のお答えをさせていただきます。

町管理の防犯カメラですけれども、現在防犯カメラにつきましては、福崎防犯協会が管理をさせていただいております5カ所の防犯カメラがございます。神崎病院の国道の交差点、その東側のJAの交差点、それから福本地内の国道312号と県道加美宍粟の交差点、それから県道加美宍粟の東柏尾地内の東柏尾の交差点、それから寺前駐在所のところの交差点の5カ所でございます。

その中で、今後町といたしまして防犯カメラをふやしていこうということの中で、基準といたしましては町内から町外へ接続しております国道、県道につきまして、その町内側、一番境から近接をした町内側の主要な交差点に設置を今後していく計画でございます。全部で8カ所あるんですけれども、31年度につきましてはそのうちの2カ所、福本地内の国道312号の貝野橋交差点、それから長谷の県道福知生野線のところのマーケットの北側の交差点、その2カ所に設置をするということで、この金額149万5,000円を計上いたしております。

そして今後につきましてはあと6カ所残るんですけれども、3カ年をかけて整備をしていく予定でございます。

それから、集落管理の防犯灯につきましては、31年度要望ということで新田区から1カ所要望が上がってきております。ということで、県の補助8万円、町の補助8万円を補助いたしまして整備をしていただくという予定でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

午前中に引き続きまして、3款民生費、64ページまでをお願いいたします。質疑ございませんか。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 63ページに委託料で第2期子ども・子育て支援の計画書という部分について少しお尋ねをしたいと思います。

委員会等でもありましたアンケート、総務委員会であったんですかね、そういう対象者にアンケートをされたというんは知っておるんですけども、その後この1年をかけてどういようにされようとしているのか。私もアンケートを少し見させていただいたら、午前中もありました無償化に直接かかわるかどうかわからんですけれども、幼児教育の保育所と幼稚園の方向性という部分のアンケートの質問もあったようにも少し端から聞いたことがあるんですけども、そこら辺をこの1年をかけて、例えば認定こども園という方向づけがされるのか。そういう部分と、1週間ほど前でしたか、神戸新聞に、名前を出させていたくださるんですけども、屋形の認定こども園が新しくなりましたという、市川町さんのそういう広告も見ました。確かに寺前へ屋形のこども園のバスが毎日出入りしているのは私は見とんですけれども、神河町がそういう部分で認定こども園、そこら辺の対応が遅いがために市川町、それは自由なんでそういう勧誘なりチラシが入って、園児を募集というようなたしかチラシが入ったと思うんですけども、そこら辺も含めてこの早急にこういう部分の支援計画いうんか、子ども・子育てのここら辺がどういうことで動くのか。この予算書を通じてどうなるのかという部分も含めて、教育長も含めてお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。子ども・子育て支援計画につきましては、本年度アンケート調査、ニーズ調査を行って、来年度1年をかけて第2期の計画を立てる予定にしております。1月に入りまして、就学前及び就学児の保護者に対してアンケート依頼をしまして、今、回収が終了して委託業者により今分析をしていただいているところです。来年度に入って分析結果が出てまいりますので、その中で今議員様もおっしゃられました認定こども園とかそういった保護者のニ

ーズ把握、今現在利用している状況、また家庭での子育ての状況、また希望されるサービスといったところをアンケート項目にしております。その実態をまずは把握して、今後の方向性を出していきたいと思っております。お隣の市川町さんでは屋形こども園を始めまして、来年度1つ公立の認定こども園ができますし、市川町についてはもう認定こども園全てになるという方向が出ております。神河町におきましては、今現在私立の保育園が2カ所、公立の幼稚園が4カ所というところで、なかなかその公立と私立との兼ね合いといえますか、そこあたりが少し一歩進む状況になっておりませんが、毎年子ども・子育て会議の中で保育所の先生方も一緒に会議をしてよりよい方向性を見つけていきたいと思いますということで、その部分については意見が一致しております。ということでございまして、今回の計画を最大限生かせるような方向性の計画を立てて、認定こども園も含めました方向性が近いうちに出せればというところで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 失礼いたします。教育長、入江でございます。今、課長が申しましたようにこの計画を通しまして、今アンケートもとっておりますので実態把握ということで、それを足場にしまして今後の保育、幼児の育成につきまして計画を立てていきたいと思っております。

それから、こども園に関しましては、今、課長が言いましたとおり本町では保育所が私立、それから幼稚園が公立ということで、少し形態的にこども園というか、合体といえますか、するところでちょっと他町とは違う状況があるのかなということで、私も就任以来そのことに関しましては何とか方向性を見つけないかということで、これまで少し進みが遅々としておった部分も今申し上げたような理由であったようなんですが、先日も実は多可町のほうが私立の保育所、それから公立の幼稚園という同じような状況の中でこども園を今つくっておられるというところでちょっと視察に参りまして、その経緯でありますとかどういうふうにしていかれたのかというところを教育長様を初め担当の課長様にお尋ねして、実際にこども園も見学させていただいたりしました。それをまた足がかり、手がかりにして、何とか方向性を探していきたい、具体化していきたいと思っております。

ちょっと期間的にはできるだけ早くということしか申し上げられないんですが、一歩ずつ進んでいきたいと思っております。

それから、市川町のほうではもう川辺のほうにも新しいのができまして、市川町は公立同士ということで案外、御苦労はあったかなと思うんですが、進めやすい点もあったのかなというふうには思っておりますが、市川町であるとか福崎町であるとか、近隣の町の進められたそれも参考にしながら今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 説明、回答をいただいたんですけども、実はこの計画、子ども・子育ての関係もそうなんですけれども、以前、地域創生のアクションプログラム等でもたしかその中で神河町は認定こども園を1カ所はつくるんやというような、たしかそういうような記事もありました。

それから、この後出てきます長期総合計画の中でも恐らくこういう部分が年々子供が少なくなってきたおける中の神河町の何か強みとか弱みとか、そういうような言葉の表現がどうかかわらんのですけども、そこら辺をできるだけ弱みをなくして、利用者、特に私はもう結論は出とると思うんですけども、今の兵庫県が進める認定こども園、そういう一緒になったそれは兵庫県がほかの県よりも進めよるといような中で、いまだにこの町はそういう特殊事情があるんかわかんのですけども、民間と公立とそういう部分、なかなか一緒にならんといような何か綱引きばかりしとるようなことなんですけれども、利用者の観点からやはりこういう部分を早急にまとめていただきたいと思うんですけども、町長のお考えなりほかの方のお考えをあればお伺いをいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤原議員の御質問にお答えします。行政部門といたしましては教育部門とのこの関連がございますので、教育委員会と十分協議をしていながら進めていかなければいけないというふうに考えております。ただし、子ども・子育て会議につきましても、私、出席をして意見交換をさせていただいております。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますから、次に移らせていただきます。

4款衛生費、71ページまでをお願いいたします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございますので、次に移らせてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） それでは、5款農林水産業費、79ページまでをお願いいたします。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） なければ次に行かせてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 6款商工費、84ページまでをお願いいたします。特にございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。プレミアム商品券の部分なんですけども、前々から申し上げますように本来の31年度に上がっていますこのプレミアム

商品券につきましては消費税の増税対策ということで、消費者に向けた対策というふうに理解をしておるんですけども、従来からのプレミアム商品券、商工業者の育成、また支援という意味でのプレミアム商品券の部分でずっと申し上げてきたその消費の場所、やはり大規模な商店といいますか、町外に本社がある量販店が売り上げの相当部分を持って帰られてるという実態があると思います。そういう意味で、前回、今の実績で結構ですので、町内外のそういう実績を一度示していただけないかなと思います。

それでそれなりに私も申し上げてきたように、町内の本当に小さな事業所の方々がやはり何かそのときに販売促進するような企画を皆さんで練られるということは当然必要やと思うんですけども、そういう実態として一度議員の皆さん方にもわかっていただきたいと思いますので、前回のプレミアム商品券の実績で結構ですので一度ペーパーで示していただけないかなと思いますのと、ちょっと私わからないんですけども、この当初予算で上がっておりますプレミアム商品券の部分と、先ほど補正で繰越明許を行いましたプレミアム商品分ですね、この何か違いをちょっと教えていただきたいんですけども。その2点お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。2点目の補正予算と31年度の当初ということで、国のほうは平成30年度の第2次補正の中で予算を計上し、各市町に事務費として割り振りをした部分で、今回補正予算として事務費として計上させていただきました。それについては商品券そのものの印刷経費を充てておまして、それを繰り越して平成31年度の当初予算とあわせて実施をしていくという予定で今から進んでいくということで御理解をしていただければと思います。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり交流事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。先ほどの質問の件の前回の内訳につきましては、大型店舗それから既存の店舗という内訳を次の予算委員会の際に提示をさせていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 資料提出は予算委員会の際に。

ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでしたら、次に移らせていただきます。

7款土木費、89ページまでをお願いいたします。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。予算説明資料の78ページでお願いします。この78ページの上から2つ目の電源立地地域対策事業が本年度ゼロになってるんですけども、当然その電源立地交付金自体はなくなっていないと思うので、これがどこに行ったのかを教えていただければいいかなと思います。お願いします。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。電源立地対策交付金事業につきましては、本年度は3つの事業を予定をしておるところで、今回の予定の箇所は観光施設のリラクシアのバスの購入事業に充当するもの、そしてモンテ・ローザの施設の渡り廊下の設置について充当するもの、そして道路維持補修の中で1路線充当するというところで計画を上げておるところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 建設課におきます道路の修繕のあり方という部分で少しお尋ねをします。

町内各所で老朽化によります道路の穴ぼこ等があります。それは担当課の若手職員なんかはその都度修繕をしとるということで、それはある程度は職員の方が一生懸命になっておられるということは評価をするんですけども、実は担当委員会で去年の藤森委員長の、議会構成がかわって建設課長に東柏尾地内の粟賀貝野柏尾線の今までにも委員会ですっと指摘をしてこさせてもらいました。以前も石堂課長が課長におられるときにすぐに対応して、段差を、あの道路をずっと通られたらよくわかると思うんですけども、工事の下手際が以前の工事の下手際かどうかかわらんですけれども陥没をして、段差があるまま今あの状態。雨が降っても舗装が割れたりいろいろしとるんですけども、それを担当課、常任委員会で常に私そのことばかり言いよるようにもあるんですけども、今の建設課長の対応が一体どのように考えておられるのか。その点について、されるのかされないのか。事故が起きてからでは遅いんで、それをこの当初予算、31年度でやろうとされるのか。そこら辺についてもお伺いしたいと思います。

特に市場橋を渡ったカーブのところ辺とか桜華園の前の辺とかもう各所に段差がついて、それは大型のダンプカーとか大型のバスが通ってそういうことになるんですけども、あの部分は合併をしまして一番交通量のある重要な道路ですので、早急に完全な形の修繕、改修をしていただかんことには、工事を6年か7年か前にその都度工区に分けてされたんですけども、その当時の建設課の体制そのものが工事の下手際やということは常に指摘をしたいと思うんですけども、もうあれから落ちついてきとるんで舗装の修繕をよろしくお願いをしたいと思うんですけども、その点はどのようにされるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。実はその段差につきまして、この前議員さんからいただいた部分、ちょっと遅くなったんですが課員のほうで応急的なレミ補修という形でさせていただいております。まだ完全ではございませんが、一応段差のひどいところをちょっと重点的にさせていただいております。

それから、予算的なところで申し上げますと、来年度の予算で坂田店のあたりから市場橋のあたりの悪いところを予算化して直していこうという予定にしておりますので、

4月以降の対応というところで御理解をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えてもらいたいと思います。予算説明資料のほうでお願いをしたいと思います。

78ページ、一番下の橋梁の長寿命化の修繕事業の関係でございます。ここに31年度の長寿命化の事業の内容が書いてある中で、私はこれまで既に長寿命化の修繕計画をいただく中でそれぞれ実行されていくのかなという思いがある中で、去年、議会報告会等の中でもまだおこなっている分の指摘を受けたようなこともあります。そういう中で、今回新たにまたその修繕の計画策定委託費が1,000万円ほど上がっているということなんで、今持っている計画と今回しようとしている計画との内容が関連性がどうなっているかというのをお願いしたいと思います。

それから、工事費としましては1億6,900万円の工事費を計上されておりますが、これもひょっとしたら説明をされたのかもしれませんが、具体的な箇所等があったらまた教えてもらいたいのと、あとこれは今持っている長寿命化の修繕計画に基づいて緊急性が高いところからやられるという判断の中で実施をされるのかという、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。まず、1点目の橋梁修繕計画策定の委託でございますが、ことしに155橋、最終の点検を再度いたしております。それは27年からずっとしてきた部分でございますが、その部分の点検結果をもう一度反映させて計画を再度策定するというものでございます。

それから、2点目の橋の工事につきましてですが、橋梁の修繕工事につきましては現在の修繕計画に基づきまして重要なところからしていくというスタンスは変わってございません。それで来年度の予算として上げておりますのは、一応15橋を上げております。読み上げたほうがいいですか。

石風呂橋、栗橋、それからあじさい橋、井根橋、山下橋、それから寺前橋の側道橋、中所橋、観音橋、大山橋、段床橋、土休橋、奥猪篠1号橋、切後橋、深沢橋の一応予算上は計上いたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。同じく予算説明資料の78ページの道整備交付金事業についてお尋ねをいたします。

現在、道整備交付金事業につきましては水走り中河原線と神崎・市川線、またその支線ということで逐次進んでるんですけども、印象としては本当になかなか前に行ってな

いという印象がございます。神崎・市川線につきましても、従来からあと二、三年、二、三年と言いながらことしもまたなかなか進んでない状況がございます。一度図面であとどこが残っているのか、どういう工種のどういう事業があとこだけすれば終わりますと。そういうことがわかる資料を一度用意、図面としての地図上に落とした分ですね、あとこだけが改良進んでません、全体的な舗装が要ります。それを一度示していただけないかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 3路線、ちょっと資料を作成させていただきたいと思えます。予算特別委員会まででよろしいですか。そのときに用意します。よろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

松山議員。

○議員（7番 松山 陽子君） 7番、松山です。予算説明資料の77ページ、一番上の段のJR播但線駅トイレ等維持管理事業、今回、以前ちょっと一般質問等で提案させてもらったオストメイト関係とかを改善なり見直しなりという形で、少しずつ進めていただけてるという中での予算化をしておられますけれども、それは大きなお金がかかることですから徐々にということになるかと思いますが、一つちょっと気になっておりますのが、例えば新野駅に障害者用トイレがあります。それから、この庁舎の中にも多目的トイレといいますか、障害者用のトイレがあります。そういったところに荷物をかける、もしくは荷物を置く場所がない、もしくはそういう機能がないというのがほかのところでも多々見受けられます。それについては大きな金額ではないので、こういった事業とあわせてもう一度ちょっと見直ししていただいて、車椅子で一人で行動される方にとってはトイレに入ったときに荷物を置く場所がないということだと即困られることですので、そういったところも一度この事業とあわせて見直ししていただきたいと思えますけど、これについてどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、松山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住民生活課といたしましては、駅のトイレの管理をしております。それでバリアフリーということで、31年度につきましては寺前駅の駅トイレにつきましてオストメイトの設置を予定しております。その折に、ベビーチェアとベビーシートがスペース的に動かさなければならぬですので、その移転とあわせて予定をしております。そして、新野駅につきましては次年度ということで予定をしております。

そして内容的には、今、オストメイトということを中心に考えておるんですけども、あわせて松山議員おっしゃいました荷物の置き場等につきましても、その工事の中でスペース等見ながらできるだけ設置できるようにしてまいりたいと思えます。以上でござ

ざいます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。次に移らせていただきます。

8 款消防費、9 2 ページまでをお願いいたします。

吉岡議員。

○議員（5 番 吉岡 嘉宏君） 5 番、吉岡です。消防費の予算書の 9 0 ページで、この中で自動車、指令車の更新 7 4 6 万 5, 0 0 0 円の 1 8 節備品購入費ですけども、予算説明資料のほうではワゴンを買うと。去年、フォレスター、指令車を買ったところで引き続きの購入ということになりますけども、そのワゴン型の今度は指令車だということを書いてありますが、内容についてどんなときにどんなことで使うんだと。こういう必要性があるんだという説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。では、吉岡議員の質問にお答えいたします。

今回予算計上させていただいております車両につきましては、会社が三菱製のデリカというワゴン車タイプの車両でございます。人数は 8 人乗りでございます。それで用途といたしましては、平常時につきましては消防団本部団員等が研修またそういう災害訓練等に出向く際に多人数での移動となりまして、これまでは 2 台とか分乗しておりましたが、1 台で行かせていただく。また、非常時におきましては、送迎といいますかそういう運搬等にも使える想定で購入の予定とさせていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5 番 吉岡 嘉宏君） 非常時の運搬というのは、どんなものを運ばれるんですか。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。現場現場の対応によりまして、少人数の人の移動といいますか、そういう要請があった場合に災害の度合いとかそういう人員の配置の状況によりまして、こういう車両も使うことも想定の中に入っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5 番 吉岡 嘉宏君） これで 3 回目か。例えばそこで姫路市消防局なんかがやってるんは、そこで中に入って本団の会議をしたりとか、そういうこともしてるんですかね。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 今、手元資料で拝見するにはその座席だけのレイアウトの装備になっておりますので、そこでちょっと会議とか開くという

円卓というか、囲むようなそういう特殊な改造は想定されておりません。以上です。

○議長（安部 重助君） また後ほど特別委員会で聞いてください。

ほか、ございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。説明資料のほうの83ページの下から2行目に防災行政無線の運営事業がございまして、その中の委託料で戸別受信機屋外アンテナ等設置委託料が468万4,000円ですか、予算化されているんですけども、今までのその常任委員会等でふぐあいがあってということで、その残ってる件数はどれくらいあるんだということを前回聞いたときには本当数件ですというようなお話があったと思うんですが、このような大きな額が上がっていることはやはり対処できてないところが多数あるということやと思うんですけども、一度本当にどういう状況になっているのかということ詳しく説明を聞きたいと思います。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えいたします。

今御質問のこの予算計上につきましては、これまで住民様からふぐあいのお電話いただいて対応するための契約、1年契約で業者様との契約で現場に設置、対応していただく業務委託料の計上でございます。

今回金額が少し増額しておりますのは、これまでの中継局から戸別受信機での受信が困難なダイポールアンテナ等をつけるお宅の予定を少し加味していること、また八木式アンテナ等の可能性も加味して、このような予算計上させていただくところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今まで常任委員会で聞いている説明と全然違うというか、もう残っているのは数件ですというふうに聞いておるんですけども、ちょっと常任委員会で聞いた説明と違いますので、実際この次回の特別委員会で結構です、この委託料の中身、一度ペーパーでいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。予算特別委員会に資料を出させていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら先に行きますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 次に、9款教育費、114ページまでをお願いします。

小寺議員。

○議員（４番 小寺 俊輔君） ４番、小寺です。予算説明資料の８５ページの上から２行目のところ、特別支援教育総合推進事業というのが今年度なくなってるわけなんですけれども、これ３０年度の説明資料を見ると発達障害を含む全ての障害のある幼児、児童生徒の自立と社会参加を支援するというかなり重要な事業だと思うんですけど、これはなくなったのか、それとも全く別の事業に移管してしまったのかというその辺の説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。お答えいたします。

特別支援教育総合推進事業でございますが、その部分につきましては指導員等のほとんどが旅費等の部分のみだったということもありますので、事務局費等の中で十分賄えるというところをここを廃目にさせていただいております、事業の中身についてはなくなったというわけではございません。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

藤森議員。

○議員（８番 藤森 正晴君） ８番、藤森です。予算書の９８ページの７節の賃金の中で、今回新しい新事業として中学校に部活動に外部指導者を入れようということなんですけど、この２人の指導者ということでお聞きしとるんですけど、どこまでの責任というか指導をされるということをちょっとお聞きします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。部活動指導補助員という来年度採用しようとしております。一人につきましては県費の補助事業を活用しようとしておりまして、県費の部分でいきましては内容につきましては専門職の指導という部分と、先生方の働き方改革ということで業務改善というところがございます。具体的には、主に指導または対外試合の派遣というところも可能というところではあるんですけども、神河町として現在考えている部分につきましては、あくまでも補助というところから始めようというところを考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（８番 藤森 正晴君） ８番、藤森です。その補助は、部活動のある一つの部になるのか、それともオールマイティーいうか、どこの部においても補助的にある場合に補助という形になるのか、そこらあたりはどういう補助になりますか。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 指導する種目なんですけども、来年度予定しておりますのはサッカー部と吹奏楽部を予定しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。指導の日数というか、部活があるときに毎日になるのか、またそれとも現在のある部活動を廃部とか、また見直す中でそういう指導者というような思いもあるのか。そこらあたりいかがですか。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。指導につきましては、予定しておりますのは週4日の2時間というような計画であります。部活動につきましても、部活動の指針を国からの方向で熱中症対策ということでガイドラインが見直されまして、来年度から神河町におきましても週1回の休み、今までも水曜日は休みにしてたんですけども、週1回を部活動なしにする。また、土曜日、日曜日につきましてはどちらかの休日を休みにするというようなきちとしたガイドラインを作成して、それに基づいて指導していく。また、活動の時間数についても平日は2時間以内、休日につきましては4時間以内というような取り決めを決めて、きちり健康管理をしていく予定にしておりまして、指導につきましてはとりあえずは今言っております専門的な技術というところでサッカー部、吹奏楽部というところを来年度は想定しているということでございます。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。部活動に関しまして、御質問ありがとうございます。

中学校のほうの部活動につきましては、今ここ数年本当に熱中症でありますとかそれから長時間にわたるとか休日がないとかそのようなことで話題になっておりますが、今、課長が申しあげましたように部活動あるいは文化部も含めましてガイドラインを作成いたしまして、今、中学校のほうでもそれを作成して休日等も確実にとる、それから休養もとるということでしております。その中で、文科省のほうからも指示ありました部活動補助員につきましてもできる範囲で積極的に取り入れていきたいということで、来年度いきたいということでしております。

目的は、今申しあげたとおり専門的な知識を持って生徒の指導に当たる。それからもう一つは、部顧問といいますか担当教師のちょっと過重になっている部分について軽減を図る。それによって顧問のほうも担当教諭のほうも子供に向き合う時間であったり授業研究でありますとか、そういうふうなところへも力が入られるということで配置していきたいと思っております。

ただ、議員申されましたように廃部とかそういう部の数が変わるとか、そういうことではございません。現状の中でやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に行かせていただきます。

10款公債費から12款予備費、最後までをお願いいたします。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） それでは、次に行かせていただきます。

総括で質疑がございましたらお願いいたします。先ほど言い残した分があったら追加してもらって結構です。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） それでは、以上で第40号議案に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、委員会条例第6条の規定により、11名の委員で構成する予算特別委員会を設置し審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認め、第40号議案は予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。

選任については、議会運営基準第120条の規定によって議長から指名します。

廣納良幸議員、三谷克巳議員、澤田俊一議員、小寺俊輔議員、吉岡嘉宏議員、小島義次議員、松山陽子議員、藤森正晴議員、藤原裕和議員、栗原廣哉議員、藤原日順議員、以上11名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました11名を予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、議長指名の11名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定によって委員会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時15分といたします。

午後1時47分休憩

午後2時15分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので報告いたします。

委員長に藤原日順議員、副委員長に三谷克巳議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

日程第28 第41号議案

○議長（安部 重助君） 日程第28、第41号議案、平成31年度神河町介護療育支援

事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第41号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第29 第42号議案

○議長（安部 重助君） 日程第29、第42号議案、平成31年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第42号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第30 第43号議案

○議長（安部 重助君） 日程第30、第43号議案、平成31年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第43号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第31 第44号議案

○議長（安部 重助君） 日程第31、第44号議案、平成31年度神河町介護保険事業

特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点だけ教えていただきたいと思ひます。

ひょっとしたら説明の中で聞き漏らしていたのかもしれないんですが、予算書15ページの委託料の中でシステム導入委託料で1,560万円の計上となっています。これはどのようなシステム。いうのは、介護保険関係のシステムは既に入っていると私は理解していますので、新たにどのようなシステムを何の目的で入れようとしているのか。その辺を含めて御説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。三谷議員さんの質問についてお答えをさせていただきます。

このシステム導入委託料1,566万円につきましては、神崎郡3町の介護認定審査会のシステムでございます。一応5年ということで考えてたんですけども、もう1年使えるであろうということで本年度まで6年使っておりますが、来年度3町それぞれの担当者会、それから課長会で協議をした結果、31年度で新しく更新をするというところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第44号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第32 第45号議案

○議長（安部 重助君） 日程第32、第45号議案、平成31年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第45号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第33 第46号議案

○議長（安部 重助君） 日程第33、第46号議案、平成31年度神河町訪問看護事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第46号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第34 第47号議案

○議長（安部 重助君） 日程第34、第47号議案、平成31年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第47号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第35 第48号議案

○議長（安部 重助君） 日程第35、第48号議案、平成31年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第48号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第36 第49号議案

○議長（安部 重助君） 日程第36、第49号議案、平成31年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第49号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第37 第50号議案

○議長（安部 重助君） 日程第37、第50号議案、平成31年度神河町水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第50号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第38 第51号議案

○議長（安部 重助君） 日程第38、第51号議案、平成31年度神河町下水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

お諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第51号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第39 第52号議案

○議長（安部 重助君） 日程第39、第52号議案、平成31年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第52号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第40 承認第1号

○議長（安部 重助君） 日程第40、承認第1号、第2次神河町長期総合計画の策定の件を議題とします。

承認第1号に対する質疑に入ります。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原です。質問の1点目は、この計画書の策定に当たって30名の審議会、各種団体、議会のほうからも議長とか委員長が出られたと思うんですけども、そういう方々、そして3ページを見よんですけども、職員のプロジェクトのチーム、若手職員を登用されての部分、氏名がたしか上がったと思うんですけども、この方々が職員の中でも選ばれたということですね。結果として、この長期総合計画に積極的にかかわられたのか。いろいろ提案なり人口がどんどん減っていく状態は職員の方よく御存じだろうと思いますし、またこの神河町に住んでおられて、またそういう外からの方もいるかどうかかわらんのですけども、問題を神河町の強みとか弱みとかいう部分で、この強みは強みとして残して、弱みを強みに変えるというような提案なりそういう若手の職員の方がどれぐらいどのような提案をされたのか、具体的にわかっておったらそれを実現、計画の中にどう盛り込まれておるのかという部分のお尋ねをしたいと思います。

もう1点は、4ページになりますね、町長と副町長と教育長、町三役の方が何かインタビューのいろいろ書かれとんですけども、この町長を初め副町長、教育長の方々の提案、課題が見よんですけども、余りにも人口が減っていくという部分でもう一つ私なりには目にとまったようなことがないんですけども、いやいや一生懸命このようにまと

められとると思うんですけども、余りこの部分が住民にとってどうやという部分で大きく期待できる部分がないように思うんですけども、その点についてこのお三方のこの課題なりこういうことをしたらという部分が余りにも考えがこまいん違うかなという部分も含めて、えらい失礼なこと言うんですけどもお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） まず1点目、日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、1点目の部分でございます。審議会委員、各種団体から30名ということで選ばせていただきました。この部分につきまして、一つ配慮という部分が私どもが少しさせていただきかかったのは、女性委員をできるだけ多く入れたいというところでございます。見ていただいたとおり、30名の委員のうち10名が女性の委員ということでございます。各団体から出ていただくということで、それぞれの取り組んでいただいている分野を均等にとという考えのもとで30名ということにはさせていただいたんですが、その中で10名女性加わっていただいたということについては、大変いいスタートが切れたなというふうに思っています。

あわせて、町の職員プロジェクトにつきまして23名を選任をさせていただきました。10年の計画ということなんですけれども、そもそもこのまちづくりをもう少し長い視野で見ていく必要があるんじゃないかというそういう思いを町長が持っておりまして、そういうところから50年100年を見据えた計画づくりをしたいというそんな壮大な思いもありまして、私たち幹部大方があともう10年もすればこの職場にいないというような職員も多くございます。そういうところから、ぜひ自分たちの町をこれからどういふふうにして担っていくのか、住民の方々とどういふふうに関わり合っていくのか、将来の子供たちに夢を与えていくのかといったような、そういう視点で取り組みをぜひ進めていただきたいという思いで、若手から選ばせていただいたところでございます。

そしてその取り組みの中で理想のまちづくりという部分の中で、小委員会で各団体から出ていただきました審議委員の皆様と、そして若手の職員がいろいろ交流をさせていただきました。活発な議論をさせていただきました。その形が結果がどういふところにあるかわかっているのかということでございますけれども、私、提案の中であえてまちづくりの将来像というところを、24のまちづくり分野全てについてあえて読み上げさせていただきました。ここの部分が、その意見交換の中で生の声として出てきた部分でございます。それを活字化を図ってきたというところでございます。

少し紹介をさせていただきますと、健康、医療の分野で申しますと、食と農を大切にしてみんなが健康に暮らせる町、医療が充実して安心できる町、病気にならない町といったような将来像。また、定住促進という部分でいきますと、神河町で育った子が都会に出ても帰ってきたいと思う町、働き場所がある町、若者世代が移住定住できる町といったような中身であったりとか、それからおもしろい表現がコミュニティのところにも

ございます。ほどよい御近所づき合いができる町、地域ごとにイベントがたくさんある町、また人権のところでは誰もが人として尊重される町といったような、それぞれ委員さんの正直な思い、言葉で表現されたものを町の将来像として掲げさせていただいております。

それから、町三役ということで町長、副町長、教育長へのインタビューでございます。これにつきましては、業務を支援していただくためにプロポーザルを実施をいたしましたけれども、その中で三役インタビューを実施をしていこうということの取り組みをさせていただいております。内容につきましては、まちづくりの主な成果・課題、そして今後のまちづくりにおける重点的な取り組みということで、三役それぞれ別に機会を設けて、そしてそこで行政の担当がインタビューをしたというところでございます。

いずれにしても、このたびのまちづくり計画につきましては、より多くの皆様の声が反映できるようにということに配慮をさせていただきました。冒頭の説明の中でも申し上げたんですけれども、最後に将来を展望して各委員さんからの御提言としてそれぞれの思いや願いということも述べていただいたというところでございますが、これらの部分についてもこのたび私どもが計画書として方向性を見出した部分と、もしかしたら方向が逆行している部分もあるんじゃないかというように受け取られる部分もあるかもしれません。それはそのまちづくりに対してのそれぞれの思いということでございますので、そのような例えば人口減少が起きないためにどうしたらいいんだということであったりとか、それから将来を展望したときに今の私たちの子や孫たちが今の状態のまま町を引き継いでくれている、私の家を守ってくれているといったような意見なんかもございました。そういうところも含めて、そういうまちづくりへの期待というようなところが多く述べられていたんじゃないかなと。

二居住化の進展なんかも、これから進んでいくんであろうといったような御意見なんかも頂戴しています。そういうことも含めていろんな角度からいただいた御意見をしっかりと受けとめながら、町をそれぞれの分野でにぎわいと安らぎ、そしてハートでつなぐというそういうまちづくりをこれからも進めていくということでございます。

私、冒頭にも言いましたけれども、「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き！私たちの町かみかわ」、このキャッチフレーズを職員そして議会の議員さん、そして住民の皆さん、みんなで広げていけるようにこれからのまちづくりを取り組んでいきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 長期総合計画トップインタビューの実施ということで、それぞれ三役のこのインタビューの内容が記載されているわけでございます。こちらに記載されているように、中身的にはまちづくりの主な成果と課題、そして今後のまちづくりにおける重点的な取り組みということでインタビューを受けているわけでございますが、記述されているのはこの部分ということで、私たち三役一人一人がこの成果物をチェッ

クを入れて、こうであるああであるというような作業はしておりません。これまで取り組んできたことについて、そしてこれから重点的に取り組まなければならないもうそのまのものを具体的に記載したというか、編集側が記載したわけでありまして、恐らく藤原裕和議員が思われているのは、もっともっと出生数について青少年、若者定住いうところをもっと強く表現すべきだろうということ言われているんだろうというふうに私は察するわけなんですけども、そういった事柄についてはもう冒頭にかなり申し上げているわけで、しかしながらそういう部分は恐らくこの長期総合計画全体の中、また計画書ができ上がって一番最初のまた挨拶にもそういったさらに基本的な部分については記載されるような一文が入るだろうというふうに私は思っておりますので、そのように御理解をいただければというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。御意見をいただいたというふうに受けとめさせていただきたいと思っております。目にとまる意見がない、考えがこまいということ言いただいたというふうに受けとめはしますが、今、ヒアリングといいますかインタビューの意図はそうであったと思うんです。三役がこれまでの成果をどう思っているか、課題は何であるかというのを抽象的に話をする機会であったのかなというふうに思っています。

何よりも私が意識をしましたのは長期総合計画、この30名の委員さんによりつくられていくものであるということであって、現三役が細かい部分の細かい政策をここで訴えるというふうな場面であるというふうには認識はしておりません。見る方がどういふふうに見られるかというのは自由ですので、どんなふうを感じるかという御意見をいただいたというふうに受けとめさせていただきますが、本計画そのものはこの30名の委員の皆様、そして役場の若手職員を中心としたワーキングの中でつくられてきたものであるというふうに見ていただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。ただいまの藤原議員のお言葉、真摯に受けとめまして、神河町教育の充実のためにさらに大きな視野、視点を持つように精進、努力してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。短い簡単な質問なんですけど、総論が25ページまであります。その中でページ数で言います。2つ聞きます。

12ページの町民が主体的に活動するために町として行うべきことという問いかけがあって、第1位が町内会組織の強化、活動支援となってまして、第3位で町職員の意識改革23.5%。これはどういう意見が多かったかな、特徴的な意見はどんな意見かなというのが聞きたいのと、もう1点は簡単なことですが、21ページをあけていただいて

21ページの分野の行財政、一番下側ですね、支所でしかできない手続があるが、本庁では全ての手続ができる体制整備をしてほしいんだということでありますが、支所でしかできない手続、つまり介護保険のことを言っておられるのかなとは思いますが、この2点について説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、1点目の町職員の意識改革というところでございます。このアンケートの中で、自由意見等もいただいております。その部分については、この計画書の中にはアンケート項目の中に基本的には含まれておりますのでその数値の中でお示しをしておりますけれども、筆記いただいた部分については貴重な御意見でございますので、それにつきましてはまたまとめを現在しておるんですけれども、そういった中でまた皆様方にもお示しできればなというふうに思っています。

その中に出てきている内容を少し紹介をしますと、役所内の横のつながりを強化してほしいといったような御意見があります。そしてまた、地元にしかりと根づいて中心的に担ってほしいというそういう部分であったりとか、職員の意識改革ということでございますけれども、役場職員もかなり多くの部分で地域の取り組み、行事、いろんなものにかかわりを持っている職員も多くございますし、町内のスポーツ団体とかそういうところも含めてやはり町の牽引役というふうになっているかというふうに思います。

ただ、その部分が見えにくい。報酬審議会の報告をさせていただいたときに、役場職員の動きが評価しづらいというそういうふうなお声も実際にいただいております。そういうところから考えますと、やはり住民とのコミュニケーションをしかりととっていくという姿勢といいますか、そういうことがさらに強化をされていきますと、今現在頑張っている職員がさらに住民から評価を受けていくんではないかなと。今後のまちづくりについてはそういう関係性をしかりとつくっていくかないと、町のこの将来はないかなというところまで私は思うわけでございます。

それから、2つ目の21ページのところで支所でしかできない手続があるが、本庁では全ての手続ができる体制整備ということで、これ少し簡略化してまとめておりますので原文を再度確認をしたいというふうには思いますけれども、これをそのまま読み取りますと、全て住民サービスがより身近なところでしかりとできることを望まれているのかなというふうには感じるわけですが、そういう意味でいうと、その最初に話を聞いた職員が次にどのようにつなげていくかによって、めったに役場に来られない、行きたくない役場に行かざるを得ない、手続をしないといけないときにしか、もちろんその手続が必要だから来られるわけですが、そういったときに満足して帰っていただけるようなそういう受付の体制というものを意識をしていかないといけないのではないかなというふうに私自身は受け取りをさせていただいております。

ちょっと御質問の趣旨、しかりとお答えはできかねたかというふうには思いますけ

れども、そういうところでよろしく願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから、1点だけ補足させていただきます。もう具体的な話で、吉岡議員も言われました2つ目の質問、支所でしかできない手続があるがという点についてです。

もう単純に考えまして、詳細はまた総務課長のほうから当該まとめたものを報告するとして、支庁舎にあって本庁にないかといえば健康福祉課ということになりますから、そのまま健康福祉課業務が本庁でも同じようにできるというふうに解釈していただければというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） さっきの了解しました。

次、前期基本計画に入ります。前期基本計画でちょっと気になっていることで聞きます。39ページ、子ども・子育てへの多様な支援ということで、主な取り組みの真ん中ほどに安心して子育てできる環境づくりの一環として、高3（18歳年度末）までの医療費の、ここからがみそであります。医療費の無償化を継続できるよう努めますとありますね。僕は物すごく弱いと思います。継続します、これしかないでしょう。これは何でこう「努める」という表現になったのかなと。これだけ少子化等という中で打ち出してきた施策ですんで、努めますということはやめることもあり得ますよということなんです。ここがちょっとひっかかったんですけども、この点について答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この部分の総合計画の全般にわたりまして財政の部分というところで支出が伴うもの等々についての計画も網羅をしているというところの中で、今後の財政状況を少し見る中で、このような表現を全てにおいてさせていただいたというところで御理解をしていただければと思います。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 財政サイドとしてはそういう回答になるというふうには思いますけども、大局的に町のかじ取りをする面において、少子化について全力投球をせんといかんのですよ。私は「努めます」では弱い。ここは「継続します」でやるべきやと思うんですけど、再度お願いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。もう吉岡議員の御意見しっかりと受けとめております。

その上で、表現としては財政的なものがありますのでこういった表現ということで、

確かに弱い。弱いと逆に受け取っていただけるような御意見を頂戴できたということで、そういう意味ではこの部分がしっかりと町民の方に共有をしていただけたのかなというふうに思っております。しっかりと継続できるように取り組んでまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。多くの町民の代表の方の意見が集約されてこのような計画になってるということで、中身については少し弱い表現、吉岡議員も言われていますとおり弱い表現のともありますが、まずは住民の皆様方の意見を十分に尊重していただけてきた計画ですので、この基本計画の向こうとりあえず5年間しっかりと進捗の管理をしていただけて、しっかりと実現できるように努めていただきたいと思います。

そういう中で、少しこの計画全体的なことで1点だけちょっとお尋ねしたいんですが、実は今、国のほうでも地方創生に向けた自治体SDGsという推進が進んでおります。SDGsというのを聞かれた方もあるかと思うんですが、これは私も1月になって初めて聞いた言葉でして、2015年の国連のサミットで参加国全会一致で2016年から2030年の15年間、世界が継続、維持できるための計画ということで採択されたものでして、17のゴールを目標にやっておられます。

私がここにピンバッジつけてますけども、このバッジその象徴でして、今からいろんな開発をしていく企業というのはもうこのルールを守らないと絶対にいけないという、そういうゴールを目指していこうというそういう取り組みをやっておられます。国のほうでも地方創生事務局の参事官がそういうフォーラム等を開かれて、地方創生に向けた自治体SDGsの推進ということで既に全国で29の自治体がSDGs未来都市というそういう認定を受けられて、いろんな取り組みを開始されています。

また、他方では早くからユネスコの計画の中で教育指導要領の中にもこういった世界の目標に向けて子供たちへの教育というような、そういう位置づけもあると思うんですね。ぜひとも今からの検証についてはこの世界の目標の中での神河町の目標という位置づけをしていただけてやっていただきたいなと思うんですが、例えば最近でも記事を見てますと多くの自治体が未来都市の認定を受けられてる中で、北海道の下川町あたりでは本当に森林の政策をしっかりとこの行政の中に位置づけられてる。多くの自治体が長期総合計画をつくるときに、このSDGsの目標をまず基本として町としての計画をつくっておられる。そういう今動きがありますので、そういう動きも理解していただけて今後の進捗、また5年後のいわゆる計画の見直しの部分についてはそういう世界の目標も少し頭に置いて取り組んでいただきたいなと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。御意見ありがとうございます。

1点目の、しっかりとこの計画に沿って進めてまいりたいというふうに思います。

2点目のSDGs 17項目の部分につきましては、一般質問で小島議員から御質問をいただいた記憶がございます。その中で、基本的には私たちが取り組んでいるまちづくりの方向性とは間違っていない。しっかりと大きな方向で言うとそちらのほうを向いているというふうには思っております。そのあたりも含めて、今後ともしっかりと取り組みを進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。40ページの基本目標、郷土を愛し次世代を担う人材を育てる。2番の教育の分野でございますけれども、その中の(1)で人材の育成の中でこの表がありますが、読書の好きな児童生徒の割合、2012年度では90%だったけれども、2018年度では62.5になってる。それを2023年度には95%まで引き上げるという目標。それから、外国語の興味がある児童の割合も84から45に落ちてます。90に引き上げる。学校が楽しいと感じる児童生徒の割合が97から88に落ちてますけども99%に上げるということ目標ですけれども、ちょっとこの2012年から18年、6年間にかかなり下げ率が多い。それをまた5年かかって前よりもさらに上げていくという。これちょっと不安な数字じゃないかなと私は思うんですけども、特に読書の好きな児童生徒、子供たちの活字離れ、大人もそうですけれども、スマホとかそういうもの、あるいはインターネットとかで活字離れが非常に進んでいるというところがありますけれども、これをどう上げていくか。主な取り組みは下に書いてありますけれど、これだけではちょっと難しいかなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。詳細については後ほど教育委員会から補足といいますか、そちらの答弁のほうがいいかなというふうに思うんですけども、まず読書については最近スマートフォンを使う子供たちがふえている。そういう状況の中で、読書が子供たちの健全な成長に及ぼす影響というものが相当いい影響があるというふうに伺っています。そういう中で、学校教育の中でも今後読書をさらに取り組み強化をしたいというような方向性も伺っておりますので、目標値としてはすごく高いんですけども、これをしっかりとやり遂げることによって感性、自己を尊重する言葉……（「自己有用感」と呼ぶ者あり）ですか。私ちょっと今申しわけないです、ちょっと失念をいたしましたけれども、要するに……。自己肯定感ですね。自己肯定感をしっかりと持てる、自分をしっかりと認められる、愛することができるという、そういうところから人を思いやれるそういう子供たちが恐らく育っていくんだろうというふうに思っております、そういうところを目標に据えたときに読書の効果というものを一つは取り上げているというところでございます。

外国語につきましては、これからの未来へ大きく羽ばたく子供たちにとって必要不可欠のものでございますので、そのあたりについてもしっかりと取り組みを進めていきたいという、そういう思いがこもっております。

教育委員会のほうで補足をよろしくお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。小島議員がおっしゃっておりますとおり、2018年度の実績については12年度からかなり落ちております。一部の学年の調査ということはあるんですけども、全体を通して言えるところではあると思います。特に読書の好きな児童生徒というところは、この6年間で90%から62.5%。といいますのも、今おっしゃられたようにやっぱりスマホで何でも情報が取り入れられるというところの部分でございます。

来年度、教育長の一番の方針であります司書教諭を配置するという予定にしております。また、司書を配置するようにしております。その中で読書の好きな子供を育てる。また、活字の大切さを教える。もう一つは、司書を張りつけて各学校に回っていただいて図書館の環境整備をしていただいて、図書室にもっと行きやすくできる雰囲気とか、そういった環境整備も含めて本を好きな子供たちを育てていくといった方向に再度持っていきたいと思っております。2012年度には90%あった数字ですので、95%というのは不可能ではない数字だと思っております。

また、外国語を話すことに興味がある児童生徒ということにつきましても、45%かなり落ちてきております。ただ、神河町におきましてもALT、また日本人のGATEという英語指導の外部からの指導員も招いておりまして、毎年英語活動を充実させております。

また、新学習指導要領が変更になりまして、小学校でも英語活動、英語教科というところがありますので、そこらあたりを見据えまして英語教育、特に力を入れることと合わせてまずは興味を持っていくというところに一番の視点を置いて、目標値に持っていけるようにしたいと思っております。

また、学校が楽しいと感じる生徒につきましても少し落ちているところがありますが、先ほど総務課長が申しあげましたような自己有用感ですか、自分を大切にすることと教育なんかとあわせて、そういった部分での自分を大切にすることによって相手を思う気持ちというところにつなげていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。どうもありがとうございました。

子供たちが読書を余り好まないという傾向性は、多分これは各家庭の中でも大人が本を読まない、あるいは文字を読まないというところの影響も多分あると思うんですね。それでこの町にも公民館、図書館ありますけれども、その一般的な大人が利用する図書

館も充実していくと同時に、子供たちもその公共の図書館を使ってどんどんいろんな本を借りてくるとか、そこで調べるとかというようなことを進めていただけたら、さらにこれが子供たちに影響を与えるということになるのではないかと思いますので、その点またよろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。どうもありがとうございます。

皆さんも読まれたと思うんですが、こんな本「A I v s . 教科書が読めない子どもたち」、私も読ませていただいたんですが、やっぱり大人も子供もやっぱり文字離れといえますか、スマホの文字は見てるんですけども活字の文字を見ないといえますか、そういうちょっと文化が根づいてきているのは事実だと思うんです。しかし、やっぱり文字から得るものは大変大きいと思っておりますので、ここでも教科書を取り上げておりましたけども、図書にとにかく触れる時間をつくりたいということで、学校司書のほうを考えながらいろんな活用を図っていきたい。

それから、もちろん学校の図書室もそうなんですが、もし発展的に考え得るならば中央公民館でありますとか神崎公民館の図書室もありますので、その辺のもう少し町民の方が来て、先ほど大人という話があったけども、町民の方が来て今よりも、今も整備はしてくれているんですが、より身近な図書室といえますか、そういうものにもできれば。そのまずは学校のほうでしっかりと取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論も終結します。

これより承認第1号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第41 承認第2号

○議長（安部 重助君） 日程第41、承認第2号、神河町地域防災計画の策定の件を議

題とします。

承認第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。19ページなんですけども、第1編、総則の19ページ、兵庫県内外の活断層位置図です。いいものがついとる思うんですけども、小さいことなんですけど、これ字がぼけちゃって読めない部分もありますね。一番東側の木津川断層帯はわかるんですね。その上の花何とか何とか断層部とかね、ちょっと文字がぼんやりしとんで、これをちょっと何とかきれいにできないかないのが一つ。

それから、同じような話で、次24ページめくってもらって震度の山崎断層大地震の震度分布というのがあって、これ白黒になってますよね。本当はこれカラーやったんやないかなと思うんです。ちょっとこれでは白黒なんでインパクトが薄いんで、できることならばカラー印刷をするとこの辺が危ないんかとか神河町はどれぐらいやとかいうてばっとわかるんで、この2点について何とか工夫できないかなと思ってお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。吉岡議員の質問にお答えいたします。

1点目の活断層の紹介の写真につきましては、御指摘のようにちょっとピンぼけといえますか鮮度が不明確でございますので、より鮮明な状態になるように対応してまいります。

あと2点目の24ページの山崎断層帯大地震の震度分布についても御指摘のようにもとはカラーでございますので、カラーの図案でお示ししたいと考えます。申しわけございません。

○議長（安部 重助君） この資料の差しかえを早急にお願いします。

ほか、ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。この前の全協のときに概要版の説明を受けまして、その中で今回平素からの防災の取り組みの強化に関する事項の中で、いわゆる地区防災計画、この神河町の地域の防災計画なんですけども、住民の方々がよりそれぞれの顔が見える範囲で防災に取り組んでいく地区防災計画に関する事項を追加しましたという説明があって、これずっと中読んだんですけども、本編の71ページの一番最後、第4の地区防災計画、これ3行だけしか私、目にとまらなかったんですけども、ほかのページもあるのかどうかちょっと私全部見てないんですけども、少し内容が乏しいなというふうに印象を受けております。

そういう中で、2月28日の神戸新聞に兵庫県の予算の注目の部分で個別避難計画の策定の推進という記事が大きく取り上げられていました。これはいわゆる災害弱者支援

ということで、私は前にも一般質問でも少し言いましたが、やはり防災と福祉がもっと連携をして、個別避難計画ですからこの地区防災計画を超えた本当個々の個別の避難計画の策定というのを前年度、県下の篠山市と播磨町、2町をモデルに指定をしてそういうモデル地区の指定を行って個別避難計画の策定を行われたようですが、本年度の兵庫県の予算では県下41市町全てにこの計画策定を進めて、全市町でモデル事業、どっか1カ所になるんかもわかりませんが、そういう取り組みをされようとしています。県ではもうその地区防災計画よりもう一步進んだ個別避難計画のそういう事業が進もうとしている中で、我が町そのいわゆる最寄り、顔が見える範囲の地区防災計画という部分を今後町としてどのように推進されるのか。その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えいたします。

71ページの地区防災計画の記述につきましてでございます。今回、御指摘のように新たにこの地区防災計画を当町の地域防災計画に追加させていただきました。ということで、記述につきましてはこのような3行ということで若干物足りないという御指摘のとおりでございますが、今後の改訂もあわせて内容を強化していきたいと思えます。

2点目の個別避難計画の県下41市町での事業のことににつきましては、健康福祉課のほうと情報を共有いたしまして神河町の中でどの地区、どういう事業形態か精査いたしまして取り組んで協力してまいりたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 個別避難計画については県の事業ですので、今後どっか1集落定められるんと思えますが、まずすばらしいモデルをつくっていただいて、それを早期に町内全集落に広めていっていただきたいなと思うんですが、その前提になるのがやはり地区防災計画だと思うんです。そういう意味で、この3行を見ますと極めて受動的というか、こういう計画に基づいて住民の方々が主体的にというふうにあるんですが、町はこういう計画は幾らつくってみても住民の動きというのはまず出てこないと思えますので、いわゆる自主防災組織等と十分に連携をとりながら、これについても全町一斉というのは無理にしてもどこかモデルの地域を定めてもらって、まず地区防災計画というのはこういうものですよというやはりモデルを早急につくる取り組みを行っていただきたいと思えますので、よろしく願いたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。今の御提案につきまして、自主防災組織総会等で諮りながらまた検討を進めてまいりたいと思えます。

基本的には各地域、各地区の形態、またそういう年齢構成、地形の特徴とかに応じて

ある程度のオリジナリティーが出るものかと思いますが、町として最低限網羅していただく内容とかそういった指導もあわせて取り組み、対応していきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3回目になりますけども、町の指導というよりは住民の方々と町と一緒に協働でつくり上げていただきたいと思いますので、よろしく願います。町長、どうですか、思いを。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 澤田議員おっしゃるとおりでございます。指導ではございません。協働で進めてまいります。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。28ページの神河町防災会議の中でこの委員及び定数とあるんですが、その2番目、兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する職の者、それから5番の姫路市消防局の消防吏員から町長が任命する者、これはどういう人を任命するんですか。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。御質問の委員様の役職につきましては、近隣町といいますか近隣の県の組織また公共交通機関の代表等、各種団体から任命するという範囲を示しておりまして、警察官の選出についてはこのたびの委員の中では選出は委嘱といいますか指定はさせていただいておりません。県の組織としては、中播磨県民センターの次長の方が来られております。また、消防署につきましては、姫路市消防署と中播消防署の署長様に来ていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） ということは、明確には決まってないということですか。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。神河町の防災会議条例の中で定数を20名と定めておりまして、その中でこの各号に定める範囲の中で町長が指名をさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） やはりある程度誰にするということを決めておかんことにはいざというときに間に合わんと思うんで、その辺考慮して考えてください。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。今回計画を作成

させていただいた人選につきましては、委嘱機関の中でもう既に人選がされている方
ございました。今後におきまして、そのような御意見も参考にさせていただきたいと思
います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより承認第2号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛
成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承
認することに決定しました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月14日午前9時再開といたします。

本日はこれで散会といたします。どうも長時間御苦労さんでした。

午後3時18分散会
